

商標の審査基準と審査の運用

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室



1 商標審査基準の位置づけ

2 商標の登録要件に関する審査

3 商標の不登録事由に関する審査

4 登録の可否についての判断時期

5 商標法 3 条の趣旨に反する場合の審査

6 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

7 新しいタイプの商標の審査

8 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

9 商標審査基準 [改訂第 1 6 版] の主な改訂事項

(1) コンセント制度の導入

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

1 商標審査基準の位置づけ

2 商標の登録要件に関する審査

3 商標の不登録事由に関する審査

4 登録の可否についての判断時期

5 商標法 3 条の趣旨に反する場合の審査

6 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

7 新しいタイプの商標の審査

8 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

9 商標審査基準 [改訂第 1 6 版] の主な改訂事項

(1) コンセント制度の導入

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

1 . 商標審査基準の位置づけ

商標法

商標法施行令

政令

商標法施行規則

省令

商標審査基準

- ・ 特許庁における審査の便宜と統一のために定められた内規
- ・ 法規としての効力を有するものではない

商標審査便覧

- ・ 審査官が審査業務を遂行するに当たって必要となる手続的事項や留意事項を体系的にまとめたものであり、商標審査基準を補足するもの

1 商標審査基準の位置づけ

2 商標の登録要件に関する審査

3 商標の不登録事由に関する審査

4 登録の可否についての判断時期

5 商標法3条の趣旨に反する場合の審査

6 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

7 新しいタイプの商標の審査

8 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

9 商標審査基準 [改訂第16版] の主な改訂事項

(1) コンセント制度の導入

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条

1項 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる

1号 普通名称

2号 慣用商標

3号 品質等表示

4号 ありふれた氏又は名称

5号 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章

6号 1～5号以外の識別力のない商標

2項 前項第3号から第5号に該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる

■ 自己の業務に係る商品・役務について使用をする商標であること。

■ 自己の商品・役務と他人の商品・役務とを区別する機能
(**自他商品・役務の識別力**) を有する商標であること。

■ 3号～5号に該当するものでも、使用により識別力を得た場合は登録可能。

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項柱書

自己の業務に係る商品又は役務について**使用をする**商標

■自己の業務

出願人本人の業務 又は
出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務

- ① 出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社の業務
- ② ①の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合の当該会社の業務
- ③ 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)の業務

■使用をする

出願商標を現に使用している場合 又は
将来において出願商標を使用する意思を有している場合

参考

審査便覧41.100.05

出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の取扱い

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項柱書 自己の業務に係る商品又は役務について**使用をする**商標

■ **商標を使用できない蓋然性が高い**と判断するケースを明記

法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている指定役務の場合

- ・ 出願人が、指定役務に係る業務を行い得る法人であること
- ・ 個人として当該国家資格等を有していること

「訴訟事件その他の法律事務」→ 出願人が「弁護士」又は「弁護士法人」であることを確認
「医業」→ 出願人が「医師」又は「医療法人」であることを確認



確認ができない場合・・・

拒絶理由を通知し、出願人が指定役務を行い得るか確認

参考

審査便覧41.100.04

「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」
ことができない蓋然性が高い商標登録出願について

2. 商標登録の要件に関する審査

3条1項柱書 自己の業務に係る商品又は役務について**使用をする**商標

■ **商標の使用及び使用の意思があるかについて合理的疑義がある**と判断するケース

小売等役務について

- ① 個人が「総合小売等役務」を指定した場合
- ② 法人が「総合小売等役務」を指定し、調査を行っても、出願人等が「総合小売等役務」を行っているとは認められない場合
- ③ 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合

小売等役務以外の商品・役務について

- ・ 1区分内での商品・役務の指定が広い範囲に及んでいる場合

拒絶理由を通知し、商標の使用又は使用の意思を確認

参考 ▶ 審査便覧41.100.03

商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用について

2. 商標登録の要件に関する審査

3条1項柱書 **業務を行っている**ことの確認

■ 総合小売等役務

1. 小売業又は卸売業を行っていること
2. 小売等役務の取扱商品の品目が「衣料品」「飲食料品」「生活用品」の各範疇にわたる商品を一括して**1事業所**で扱っていること
3. 「衣料品」「飲食料品」「生活用品」の各範疇のいずれもが**総売上高の10%～70%程度**の範囲内であること

▼
総合的に判断

■ 確認方法

- ・ 取扱商品が記載されたカタログ、チラシ等の印刷物
- ・ 運営店舗及び取扱商品が分かる店内の写真
- ・ (総合小売等役務の場合) 小売等役務に係る商品の売上高が判る資料 など

2. 商標登録の要件に関する審査

3条1項柱書 **業務を行う予定がある** ことの確認

- 出願人等が出願後3～4年以内に商標の使用を開始する意思がある場合
→ 指定商品・役務に係る業務を出願人等が行う予定があると判断
- 確認方法
 - ・ **商標の使用の意思**を明記した文書
 - +
 - ・ 予定している**業務の準備状況**を示す書類

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項1号

その**商品又は役務の普通名称**を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

- 普通名称 = 取引者に、その商品・役務の一般的な名称であると認識されるに至っている

一般的な名称

商品：「サニーレタス」

商標：「サニーレタス」

商品：「電子計算機」

商標：「コンピュータ」

役務：「美容」

商標：「美容」

略称

商品：「スマートフォン」

商標：「スマホ」

商品：「パーソナルコンピュータ」

商標：「パソコン」

役務：「損害保険の引受け」

商標：「損保」

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項1号

その商品又は役務の普通名称を**普通に用いられる方法で表示する**標章のみからなる商標

■商品・役務の取引の実情を考慮

普通に用いられる方法で表示 = 取引者において一般的に使用されている書体及び構成で表示

普通に用いられる方法で表示 ≠ 取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なレタリングを施して表示or特殊な構成で表示

■文字の表示方法

普通に用いられる方法で表示 = 商品・役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示

普通に用いられる方法で表示 ≠ 取引者において一般的に使用されていない漢字（当て字）で表示

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項2号

その**商品又は役務について慣用されている商標**

- 「商品又は役務について慣用されている商標」とは、同業者間において一般的に使用されるに至った結果、自己の商品・役務と他人の商品・役務とを識別することができなくなった商標をいう

文字や図形等からなる商標

商品：「清酒」	商標：「正宗」
商品：「カステラ」	商標：「オランダ船の図形」
役務：「宿泊施設の提供」	商標：「観光ホテル」

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項3号

その商品の

産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格 又は

その役務の

提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格（※以下「**商品又は役務の特徴等**」という）を

普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

■商品

産地：ワインについて 「フランス」
品質：清酒について 「吟醸」
原材料：洋服について 「WOOL」
効能：入浴剤について 「疲労回復」
数量：鉛筆について 「1ダース」
形状：ラジオについて 「ポケット」
生産方法：せんべいについて 「手焼き」

■役務

提供場所：飲食物の提供について 「札幌ススキノ」
質：預金の受入れについて 「定期」「普通」
用途：衣服の貸与について 「婚礼」「葬祭」
態様：飲食物の提供について 「セルフサービス」
提供方法：バスによる輸送について 「貸し切り」

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項3号

■ **商品又は役務の特徴等**について

商標が、その指定商品又は指定役務に使用されたときに、取引者又は需要者が商品又は役務の特徴を表示するものと一般に認識する場合、本号に該当すると判断する
一般に認識する場合とは、商標が商品又は役務の特徴等を表示するものとして、現実に用いられていることを要するものではない

- ・ 「コクナール」、「スグレータ」、「とーくべつ」等、構成中の長音符号を除いて考察した場合に「商品又は役務の特徴等」を表す商標は、本号に該当
- ・ 商品又は役務の特徴等を**間接的に**表示する商標は、本号に**該当しない**
- ・ 図形又は立体的形状により商品又は役務の特徴等を表示する場合は本号に該当

本号に該当

商標：



指定商品 薬剤

2. 商標登録の要件に関する審査

3条1項3号

■商品の「産地」「販売地」や役務の「提供の場所」について

本号に該当する場合

- ・国内外の地理的名称からなる商標が、商品の「産地」「販売地」や役務の「提供の場所」として一般に認識される場合
- ・商標が、国家名、その他著名な国内外の地理的名称からなる場合

■「のみからなる」について

原則として本号に該当する場合

商品又は役務の特徴等を表示する2以上の標章からなる商標

(例)

商標「湘南二宮オリーブ」

指定商品：「湘南地方二宮町産のオリーブを原材料とするオリーブオイル」

2. 商標登録の要件に関する審査

商 標	拒 絶	事件の見出し
<p data-bbox="402 325 922 425">ワイキキ</p> <p data-bbox="351 525 963 611">指定商品：せっけん類、歯みがき、化粧品、香料類</p>		<p data-bbox="1014 297 2186 539">地名等は、取引に際し必要な表示であるから特定人による独占使用は公益上適当でなく、一般的に使用されるものであるから自他商品識別力を欠くとした事例</p> <p data-bbox="1039 575 2109 618">(昭和54年4月10日 最高裁昭和53年(行ツ)第129号)</p>
要 約		
<p data-bbox="351 768 2186 1103">商標法3条1項3号として掲げる商標が、登録の要件を欠くとされているのは、このような商標は、商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示として、何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解すべきである</p> <p data-bbox="351 1118 2186 1275">したがって、原審は、商品の産地、販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であって、商標法3条1項3号に該当する旨を認定判断しており、正当として是認できる</p>		

2. 商標登録の要件に関する審査

商 標	拒 絶	事件の見出し
<p data-bbox="377 378 937 439">G E O R G I A</p> <p data-bbox="420 514 891 564">指定商品：茶、コーヒー</p>		<p data-bbox="1019 292 2178 514">産地又は販売地には、商標の表示する土地において指定商品が現実に生産・販売されていない場合であっても、指定商品が商標の表示する土地において生産・販売されていると一般に認識される地名も含まれるとした事例</p> <p data-bbox="1044 578 2051 621">(昭和61年1月23日 最高裁昭和60年(行ツ)第68号)</p>
要 約		
<p data-bbox="343 771 2165 1106">商標出願に係る商標が、商標法3条1項3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りるというべきである</p>		

2. 商標登録の要件に関する審査

3条1項4号

ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する
標章のみからなる商標

■ありふれた氏又は名称

=原則として、同種の氏又は名称が多数存在するもの

本号に該当する場合

商標： チバ

商標： 株式会社ナカニシ

商標： 

2. 商標登録の要件に関する審査

3条1項4号

ありふれた氏又は**名称**を普通に用いられる方法で表示する
標章のみからなる商標

著名な地理的名称
ありふれた氏
業種名
上記を結合したもの



商号や屋号に
慣用的に付される文字
会社等の種類名を表す文字



原則として
「ありふれた名称」
に該当

著名な地理的名称：「日本」「東京」「薩摩」「フランス」

業種名：「工業」「製薬」「製菓」「放送」「運輸」「生命保険」

商号や屋号に慣用的に付される文字：「商店」「商会」「屋」「家」「社」「洋行」
「協会」「研究所」「製作所」「会」

会社等の種類名を表す文字：「株式会社」「有限会社」「相互会社」「一般社団法人」
「K.K.」「Co.」「Co., Ltd.」

- ※ 国家名又は行政区画名 + 業種名 + 会社の種類名
→ 他に同一のものが現存しないと認められるときは「ありふれた名称」に該当しない

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項5号

極めて簡単で、かつ、**ありふれた**標章のみからなる商標

- 極めて簡単
= その構成が極めて簡単なもの
 - ありふれた
= 当該標章が一般的に使用されているもの
※必ずしも特定の商品・役務を取り扱う分野において使用されていることを要しない
- (例)
- ・ 商品の品番、型番、種別、型式、規格等又は役務の種別、等級等を表した記号又は符号として、一般的に使用されるもの
 - ・ 輪郭として、一般的に使用されるもの

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項5号

極めて簡単に、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

- 「極めて簡単に、かつ、ありふれた標章」に**該当するもの**
 - ・ 数字
 - ・ ローマ字 (例) ① : A、② : A-B、③ : A Ltd.
 - ・ 仮名文字 (例) ① : あ、② : えい、③ : じゅうに、④ : ファイブハンドレッドアンドテン
 - ・ ローマ字又は数字から生ずる音を併記したもの
(例) ① : A、② : ^{えい}5^{ごじゅう}0
 - ・ ローマ字と数字を組み合わせたもの
(例) ① : A 2、A B 2、② : 2 A、③ : A 2 B、2 A 5※
※下線の例については、その組み合わせ方が、指定商品・役務を取扱う業界において商品・役務の記号又は符号として一般的に使用されるものに限る
 - ・ 図形・・・1本の直線、波線、輪郭として一般的に用いられる△、□、○、◇、♡、盾等の図形
 - ・ 立体的形状・・・球、立方体、直方体、円柱、三角柱等の立体的形状
 - ・ 簡単な輪郭内に記したものの・・・簡単な輪郭内に、上記に該当するものを記したものは原則として、「極めて簡単に、かつ、ありふれた標章」に該当

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項5号

極めて簡単に、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

- 「極めて簡単に、かつ、ありふれた標章」に**該当しないもの**
 - ・ ローマ字の2字を「&」で連結したもの
 - ・ ローマ字の2字を **§** のようにモノグラムで表示したもの
 - ・ 仮名文字のうち、ローマ字の2字の音を表示したものと認識されるもの
 - ・ 仮名文字のうち、3桁の数字から生ずる音を表示したものと認識されるが、通常生ずる音とは認められないもの
(例) ファイブテン
 - ・ 特殊な態様で表されたもの

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項6号

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

- 本項第1号から第5号までに該当しないものであっても、一般に使用され得る標章であって、識別力がない場合には、本号に該当すると判断する
- 宣伝広告、商品・役務との直接的な関連性は弱いものの企業理念・経営方針等を表示する標章のみからなる商標について

本号に該当する

出願商標が、宣伝広告又は企業理念・経営方針等を普通に用いられる方法で表示したものとしてのみ認識させる場合

宣伝広告又は企業理念・経営方針等としてのみ認識されるか否か

→ 全体から生じる観念と指定商品・役務との関連性、指定商品・役務の取引の実情、商標の構成及び態様等を総合的に勘案して判断

本号に該当しない

造語等としても認識できる場合

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項6号

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

■ 宣伝広告又は企業理念・経営方針としてのみ認識されるか否か

→全体から生じる観念と指定商品・役務との関連性、指定商品・役務の取引の実情、商標の構成及び態様等を総合的に勘案して判断

商品・役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針を表示したものととしてのみ認識させる事情

- (例)
- ・ 指定商品・役務の説明、特性や優位性を表すこと
 - ・ 商品・役務の宣伝広告に一般的に使用される語句からなること
(実際に使用されている例があることは要しない)
 - ・ 企業の特性や優位性を記述すること
 - ・ 企業理念・経営方針等を表す際に一般的に使用される語句で記述していること


商品・役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針以外を認識させる事情

- (例)
- ・ 指定商品・役務との関係で直接的、具体的な意味合いが認められないこと
 - ・ 出願人が出願商標を一定期間自他商品・役務識別標識として使用しているのに対し、第三者が出願商標と同一又は類似の語句を宣伝広告又は企業理念・経営方針として使用していないこと

2. 商標登録の要件に関する審査

商 標	拒 絶 事件の見出し
<p data-bbox="379 386 970 458">お客様第一主義の</p> <p data-bbox="468 568 912 611">指定商品：金庫の貸与等</p>	<p data-bbox="1024 329 2193 511">本願商標は、「需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標」であり、商標法3条1項6号に該当するとされた事例</p> <p data-bbox="1024 582 2181 625">(平成25年11月27日 知財高裁平成25年（行ケ）第10254号)</p>
要 約	
<p data-bbox="351 739 2175 933">本願商標は、「お客様第一主義」と「の」の各文字から構成されるが、「お客様第一主義」との文字部分は、顧客（役務の提供先）を大切にし、満足度を高めるとの基本理念や姿勢等を表した語であると解される。同文字部分は、自己を犠牲にしてまで、顧客に尽くすとの印象を与える語であることから、宣伝、広告等において数多く用いられている。</p> <p data-bbox="351 951 2175 1096">また、本願商標中「の」との文字部分は、前の語句の内容を後続する名詞等に繋げ、後続する名詞等の内容を限定する働きを有する助詞と解される。また、後続する名詞等が省略される場合においては、名詞等の意味を漠然と示唆する代用語として使われることもある。</p> <p data-bbox="351 1113 2175 1308">そうすると、本願商標は、指定役務に使用する場合、これに接する需要者は、顧客を大切にすとの基本理念や姿勢等を表わした語であり、場合によっては、宣伝・広告的な意図をも含んだ語であると認識するものと認められ、これを超えて、何人かの業務に係る役務表示であると認識することはないと認められ、自他役務識別力を有しない商標と解するのが相当である。</p>	

2. 商標登録の要件に関する審査

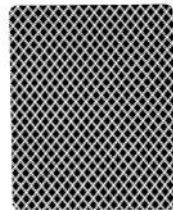
商 標	拒 絶 事件の見出し
 <p>指定商品：キーホルダー、文房具類等</p>	<p>本願商標はその意味が容易に理解でき、指定商品を取り扱う事業者に一般に使用されていることが認められるから自他商品識別力を有しないとされた事例</p> <p>(令和2年6月17日 知財高裁令和元年(行ケ)第10164号)</p>
要 約	
<p>本願商標は、「I」の欧文文字とハート型図形とを横に並べたもの(以下、「Iハート図形」という。)とその下に「JAPAN」の欧文文字を書してなるものである。</p> <p>本願商標は、「私は、日本が大好きです。」の意味合いとして容易に理解されるものであり、Iハート図形の横又は下に「地名」を結合した表示は、結合した当該地名が表す場所に対する愛着の気持ち等を表す表示又は当該地名が表す場所の土産物などとして客の関心をひくための表示として、また、Iハート図形の横又は下に「JAPAN」を結合した表示は、日本又はスポーツの日本代表チームなど日本に属するものに対する応援の気持ちを表す表示として、被服を取り扱う事業者やステッカーを取り扱う事業者等の事業者によって使用されていることが認められる。</p> <p>本願商標をその指定商品に使用した場合、本願商標に接する取引者、需要者は、これを、日本に対する愛着の気持ちや日本に属するものに対する応援の気持ちを表現したものあるいは日本の土産物を示すものと認識するにすぎないと認められる。そうすると、本願商標は、自他商品の識別力を有さないというほかない。</p>	

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条1項6号

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

- ・ 商慣習上、商品・役務の数量等を表示する場合に用いられる表記
(例) 「メートル」、「グラム」、「Net」、「Gross」
- ・ 元号として認識されるにすぎない場合
(例) 「平成」、「令和」、「HEISEI」
- ・ 事業者の設立地、指定商品の仕向け地等を表す国内外の地理的名称として認識される場合
- ・ 小売等役務について、その取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、数量等を表示するもの
- ・ 単なる地模様として認識される場合



本号に該当すると例示された商標

→使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号に該当しないと判断する

2. 商標登録の要件に関する審査

3条2項

前項第3号から第5号までに該当する商標であっても、**使用**をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる

■ 商標について

出願商標と使用商標とが**外観において異なる** → 出願商標の使用とは**認めない**

外観上厳密には一致しない場合でも、**商標としての同一性を損なわないもの**
→ 出願商標の使用と**認める**

同一性が認められる場合

- ・ 縦書きと横書きの違い
- ・ 一般的に用いられる字体であり、両者の字体が近似している場合

同一性が認められない場合

- ・ 草書体の漢字 ↔ 楷書体又は行書体の漢字
- ・ 平仮名 ↔ 片仮名、漢字又はローマ字
- ・ アラビア数字 ↔ 漢数字
- ・ 立体商標 ↔ 平面商標

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条2項

前項第3号から第5号までに該当する商標であっても、**使用**をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる

■商品又は役務について

指定商品・役務と使用する**商品・役務とが異なる** → 出願商標の使用とは**認めない**

厳密には一致しない場合でも、取引の実情を考慮し
商品・役務の同一性が損なわれないもの → 出願商標の使用と**認める**

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条2項

前項第3号から第5号までに該当する商標であっても、使用をされた結果**需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの**については、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる

■ 需要者の認識

何人かの出所表示として、その商品・役務の需要者の間で全国的に認識されているもの

■ 考慮事由

- ・ 出願商標の構成及び態様
- ・ 商標の使用態様、使用数量（生産数、販売数等）、使用期間及び使用地域
- ・ 広告宣伝の方法、期間、地域及び規模
- ・ 出願人以外の者による出願商標と同一又は類似する標章の使用の有無及び使用状況
- ・ 商品・役務の性質その他の取引の実情
- ・ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条2項

前項第3号から第5号までに該当する商標であっても、使用をされた結果**需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの**については、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる

■ 証拠方法

- ・ 商標の実際の使用状況を写した写真又は動画等
- ・ 取引書類（注文伝票（発注書）、出荷伝票、納入伝票（納品書及び受領書）、請求書、領収書又は商業帳簿等）
- ・ 出願人による広告物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等）及びその実績が分かる証拠物
- ・ 出願商標に関する出願人以外の者による紹介記事（一般紙、業界紙、雑誌又はインターネットの記事等）
- ・ 需要者を対象とした出願商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書

2 . 商標登録の要件に関する審査

3条2項

前項第3号から第5号までに該当する商標であっても、使用をされた結果**需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの**については、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる


■ 出願商標を他の商標と組み合わせて使用している場合

→出願商標部分のみで独立して識別力を有するに至っているかを判断

■ 小売等役務の場合

→小売等役務の商標については、商標が商品や商品の包装、商品の価格表、取引書類、広告自体に表示されている場合には、その表示態様に応じて、小売等役務についての使用であるか否かを判断

2. 商標登録の要件に関する審査

商 標	登 録	事件の見出し
 <p>指定商品：コーラ飲料</p>		<p>リターナブル瓶入りの原告商品の立体的形状は、需要者において、他社商品と区別する指標として認識されるに至ったものと認めるのが相当とされた事例</p> <p>(平成20年5月29日 知財高平成19年(行ケ)第10215号)</p>
要 約		
<p>使用に係る商標ないし商品等の形状は、原則として、出願に係る商標と実質的に同一であり、指定商品に属する商品であることを要するが、商品等は、その出所たる企業等の名称などが付されるのが通常であり、取引慣行の変化等に応じて、その形状を変更することも通常であるから、使用に係る商標ないし商品等に当該名称・標章が付されていることやごく僅かな形状の相違が存在してもなお、立体的形状が需要者の目につき易く、強い印象を与えるものであったか等を総合勘案した上で、立体的形状が独立して自他商品識別力を獲得するに至っているか否かを判断すべきである。</p> <p>リターナブル瓶入りの原告商品は、昭和32年に、我が国での販売が開始されて以来、驚異的な販売実績を残しその形状を変更することなく、長期間にわたり販売が続けられ、その形状の特徴を印象付ける広告宣伝が積み重ねられたため、遅くとも審決時までには、原告商品の立体的形状は、需要者において、他社商品とを区別する指標として認識されるに至ったものと認めるのが相当である。</p> <p>リターナブル瓶の立体的形状について蓄積された自他商品の識別力は、極めて強いというべきであるから、原告商品に「Coca-Cola」などの表示が付されている点、口部の相違等が、本願商標に係る形状が自他商品識別機能を獲得していると認める上で障害になるというべきではない。</p> <p>本願商標は、使用により自他商品識別機能を獲得したものである。</p>		

2. 商標登録の要件に関する審査

商 標	拒 絶 事件の見出し
<p data-bbox="504 372 835 454">壺プリン</p> <p data-bbox="524 548 843 589">指定商品：プリン</p>	<p data-bbox="1039 282 2191 561">本件商品は多くの需要者に認識されている商品であるといえるが、「壺プリン」の文言は商品の形状を普通に用いられる方法で表示する商標に該当し、またその文言のみで需要者が出所を識別しているとはいえないとされた事例</p> <p data-bbox="1065 594 2142 635">(平成24年11月29日 知財高裁平成24年(行ケ)第10156号)</p>
要 約	
<p data-bbox="359 762 2186 1058">原告は、本件商品の宣伝広告に当たっては、「魔法の壺プリン」又は「神戸魔法の壺プリン」の表示を使用してきたこと、メディア、各種ウェブサイトでも、本件商品は、ほとんどの場合、「魔法の壺プリン」等と表示されていることに照らすならば、需要者は、「神戸フランチ」「魔法の壺プリン」「神戸魔法の壺プリン」との表示により、商品の出所が原告であることを認識していると認められ、「壺プリン」との標章のみによって、その出所が原告であると認識していると認めることはできない。</p> <p data-bbox="359 1076 2186 1172">したがって、「壺プリン」のみにより、その出所が原告であることを認識できる状況に至ったと解することはできない。</p> <p data-bbox="397 1190 2117 1232">以上のとおり、本願商標は、商標法3条2項に規定する要件を充足しているとはいえない。</p>	

1 商標審査基準の位置づけ

2 商標の登録要件に関する審査

3 商標の不登録事由に関する審査

4 登録の可否についての判断時期

5 商標法3条の趣旨に反する場合の審査

6 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

7 新しいタイプの商標の審査

8 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

9 商標審査基準 [改訂第16版] の主な改訂事項

(1) コンセント制度の導入

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項1号 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

国旗 = 日章旗

菊花紋章 = 菊花の花弁の数が16枚からなる我が国の皇室の紋章

勲章、褒章 = 我が国のものであって、かつ、査定時において現に存在するもの

外国の国旗 = 我が国が承認していない国の国旗をも含む
査定時において現に存在する国に限る



勲章の例
大勲位菊花章

■ 「同一又は類似の商標」について

国家等の尊厳を保持するという公益保護の観点から、
商標全体がこれら国旗等と紛らわしいか否かにより判断

出願商標が、その一部に国旗等を顕著に有する場合は、
商標全体として本号に該当するものと判断

⇒以下、4条1項6号まで同様に判断

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項2号

パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章、その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であって、**経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標**

4条1項3号

国際連合その他の国際機関を表示する標章であって**経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標**（次に掲げるものを除く。）

- イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの

4条1項5号

日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち**経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標**であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

- 経済産業大臣が指定するもの = 官報に経済産業省告示として、告示番号や告示日と共に掲載されているもの（大臣指定マーク：J-PlatPat「不登録標章検索」に掲載）

国の紋章の例



特許庁 バチカン市国の紋章及び記章

国際機関の標章の例



国際連合の標章

国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号の例



ニカラグア共和国の用いる監督用又は証明用の印章又は記号

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項4号

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の標章若しくは名称又は**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置**に関する法律第158条第1項の特殊標章と**同一又は類似の商標**

■ 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の「標章」



白地に赤十字



白地に赤新月



白地に赤のライオン及び太陽

■ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条第1項の特殊標章



オレンジ色地に青色の正三角形

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項6号

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は**公益に関する事業であつて営利を目的としないもの**を表示する標章であつて**著名なもの**と同一又は類似の商標

国、都道府県、市町村、公益社団（財団）法人等を表示する著名な標章等と同一又は類似の商標は、本号の規定に該当

- 公益に関する事業であつて営利を目的としないもの
当該事業の目的及びその内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織等を勘案して判断




- 著名なもの
必ずしも全国的な需要者の間に認識されていることを要しない

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項7号 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

- (1) 商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合
→ 商標の構成に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断
- (2) 商標の構成自体が上記(1)でなくても、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合
- (3) 他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合
- (4) 特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合
- (5) 当該商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	拒 絶	事件の見出し
 <p>指定商品：眼鏡等</p>		<p>原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないとされた事例</p> <p>(平成18年9月20日 知財高平成17年(行ケ)第10349号)</p>
要 約		
<p>商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、①その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、②当該商標の構成自体がそのようなものでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合、③他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、④特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、⑤当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合等が含まれるというべきである。</p>		

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	登 録 事件の見出し
<p>コンマー CONMER</p>	<p>商標法第4条第1項第7号は、商標登録を受けるべきでない者からされた登録出願についても、登録による権利を付与しないことを目的として適用される例もなくはないが、本件商標はその例にあたらぬとされた事例</p> <p>(平成20年6月26日 知財高平成19年(行ケ)第10392号)</p>
<p>要 約</p>	
<p>商標法第4条第1項第7号は、本来、商標を構成する標章自体が公の秩序又は善良な風俗に反するような場合に、登録商標による権利を付与しないことを目的として設けられた規定であるが、そればかりでなく、商標登録を受けるべきでない者からされた登録出願についても、商標法の精神にもとり、商品流通社会の秩序を害し、公の秩序又は善良な風俗に反することになるから、登録による権利を付与しないことを目的として適用される例がなくはない。しかし、商標法は、商標登録出願について、当該商標について特定の権利利益を有する者との関係ごとに、類型を分けて、商標登録を受けることができない要件を、商標法第4条各号で個別的具体的に定めているから、当該出願が商標登録を受けるべきでない者からされたか否かについては、特段の事情がない限り、当該各号の該当性の有無によって判断されるべきである。また、出願人が本来商標登録を受けるべき者であるか否かを判断するに際して、日本の商標法の制度趣旨や、商標法第4条第1項第19号の趣旨に照らすならば、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ」を私的領域にまで拡大解釈することにより商標登録出願を排除することは商標登録の適格性に関する予測可能性及び法的安定性を著しく損なうことになるので、特段の事情のある例外的な場合を除くほか、許されないというべきである。</p>	

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	拒 絶 事件の見出し
<p data-bbox="384 368 980 442">激馬かなぎカレー</p> <p data-bbox="384 492 980 635">指定役務：食材に馬肉を用いた カレー料理を主とする 飲食物の提供</p>	<p data-bbox="1024 297 2204 539">本件出願は、地域活性化事業の遂行を阻止し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図でしたものであり、公序良俗に反するとされた事例</p> <p data-bbox="1049 574 2186 621">(平成24年8月27日 知財高裁平成23年(行ケ)第10386号)</p>
要 約	
<p data-bbox="361 759 2229 1130">これらの経緯からすれば、地域住民及び商店のために活動する申立人が、国の経費支出を受け、地域活性化のために行う本件事業の一環として、特産の馬肉を使用したカレーを開発し、その名称「激馬かなぎカレー」を考案したにもかかわらず、原告が、申立人の活動に参加したに止まるのに、申立人において上記名称に係る商標登録出願をしていないのに乗じて、本件出願に及んだものと評価せざるを得ない。(略)</p> <p data-bbox="361 1139 2229 1320">だとすると、該事業の遂行を阻止し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、「激馬かなぎカレー」の名称による利益の独占を図る意図でしたものであって、剽窃的なものといわなければならない。</p>	


3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項7号 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

■本号に該当する例

- ・「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合
- ・「〇〇士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合
- ・ 周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうおそれがあると判断される場合
- ・ 国旗(外国のものを含む。)の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合
- ・ 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合
- ・ 音商標が国歌(外国のものを含む。)を想起させる場合
- ・ 品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、品種登録出願後に商標登録出願をし、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的があることが、情報の提供等により得られた資料から認められる場合

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	拒 絶 事件の見出し
 <p>指定役務：知識の教授等</p>	<p>「大学」の文字を含む本願商標は、あたかも学校教育法により設置の認可を受けている教育施設であるかのごとき印象を抱かせ、社会公共の利益に反するおそれがあるとされた事例</p> <p>(平成23年5月17日 平成23年(行ケ)第10003号)</p>
要 約	
<p>本願商標は、「出版大学」の文字から、「出版」について教授し研究する教育機関との観念を生じさせるものであり、日本においては学問分野の1つとして「出版学」と称される学問領域が存在し、大学における教授の対象となっている。</p> <p>また、学校教育法に基づいて設置された既存の大学には「教育内容を想起させる語+『大学』」という組合せのみからなる名称の大学が少なからず存在する。</p> <p>上記からすれば、本願商標中の「出版大学」は、学校教育法に基づいて設置された大学の名称を表示したものであるかのように看取され観念される可能性が高い。</p> <p>本願商標の役務中の「技芸・スポーツ又は知識の教授」には、学校教育法で定める学校において知識等を教授・教育する役務が含まれるから、本願商標を前記役務に使用するときは、これに接する一般需要者に対し、あたかも学校教育法に基づいて設置された大学であるかのような誤認を生じさせるおそれがある。</p>	

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	拒 絶 事件の見出し
吉田松陰	本件商標を出願人の商標として登録を認めることは、吉田松陰の名称を使用した観光振興や地域おこしなどの公益的な施策の遂行を阻害することとなり、社会公共の利益に反するものとされた事例 (平成22年1月13日 異議2008-900061号)
要 約	
<p>吉田松陰は、日本の近代化に多大な影響を及ぼした人物として一般に広く知られ、その郷土やゆかりの地において、住民に敬愛の念をもって親しまれ、かつ、山口県、萩市などの地方公共団体及び文化団体が、同人に関連する史跡や資料を活用して、同人の名称を観光振興や地域おこしなどの施策に利用している実情にある。</p> <p>そして、本件商標の指定商品は、山口県における観光振興や地域おこしに欠くことのできない特産品を含む食料品である。</p> <p>そうとすると、吉田松陰の文字からなる本件商標を同人との関係が認められない出願人の商標として、その指定商品について商標登録を認めることは、吉田松陰の名称を使用した観光振興や地域おこしなどの公益的な施策の遂行を阻害することとなり、社会公共の利益に反するものとみるのが相当である。</p>	

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項8号

他人の肖像若しくは他人の氏名（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの**著名な略称を含む**商標（その**他人の承諾**を得ているものを除く）又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないもの

■ 他人

自己以外の現存する者をいい、自然人(外国人を含む)、法人、権利能力なき社団を含む

■ 略称

- ・ 法人の「名称」から、株式会社、一般社団法人等の法人の種類を除いた場合には、「略称」に該当
- ・ 権利能力なき社団の名称は、「略称」に準じる
- ・ 外国人の「氏名」は、ミドルネームを含まない場合には、「略称」に該当

■ 「著名」性の判断

人格権保護の見地から、当該略称等が特定人を表示するものと一般的に認められるか否かにより判断

■ 他人の名称等を「含む」商標であるか

当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断

■ 「他人の承諾」

査定時においてあることを要する

参考

9.(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和


3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	拒 絶	事件の見出し
<h1>国際自由学園</h1>		<p>「著名な略称」か否かを判断するには、常に、問題とされた商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは相当でなく、その略称が本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かを基準として判断されるべきものということができるとされた事例</p> <p>(平成17年7月22日 最高裁平成16年(行ヒ)第343号)</p>
		<h4>要 約</h4> <p>8号が、他人の肖像又は他人の氏名、名称、著名な略称等を含む商標は、その他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができないと規定した趣旨は、人（法人等の団体を含む。以下同じ。）の肖像、氏名、名称等に対する人格的利益を保護することにあると解される。すなわち、人は、自らの承諾なしにその氏名、名称等を商標に使われることがない利益を保護されているのである。略称についても、一般に氏名、名称と同様に本人を指し示すものとして受け入れられている場合には、本人の氏名、名称と同様に保護に値すると考えられる。</p> <p>そうとすると、人の名称等の略称が8号にいう「著名な略称」に該当するか否かを判断するについても、常に、問題とされた商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは相当でなく、その略称が本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かを基準として判断されるべきものということが出来る。</p>

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	登録 事件の見出し
財団法人 日本美容医学研究会	法人格のない社団が第4条第1項第8号の「他人」に含まれるとした上で、その社団の名称について第4条第1項第8号を適用するためには、著名性が必要であるとした事例 (平成13年4月26日 東京高平成12年(行ケ)第344号)
要 約	
<p>その性質上、常に法人の名称からその種類を示す文字を除いたものに相当するものを自己の名称として採用することになる権利能力なき社団については、その名称を単に商標法第4条第1項第8号の「名称」に当たるとすると、同条項に基づき、上記法人の名称を商標登録することを阻止するためには、単に法人の名称に、自己の名称が含まれていることを主張、立証すれば足り、それが著名であることの主張、立証を要しないことになる。しかしながら、このような解釈は、法の定める手続に従って法人格を取得した法人を、法の定める手続をとらなかった権利能力なき社団よりも著しく不利に扱うことになり、看過することのできない不均衡を生じさせるものであるうえ、このような取扱いを認めると、商標法第4条第1項第8号を利用して、法人の名称の商標登録を阻止するために権利能力なき社団が濫用的に用いられる危険も大きくなる。</p> <p>したがって、権利能力なき社団の名称については、法人との均衡上、その名称は、商標法第4条第1項第8号の略称に準ずるものとして、同条項に基づきその名称を含む商標の登録を阻止するためには、著名性を要するものと解すべきである。</p>	

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	登 録	事件の見出し
		外国人についてミドルネームがある場合には、これもフルネームに含まれると解し、本件商標は略称であって著名性を有しないとして商標法第4条第1項第8号に該当しないとされた事例 (平成14年12月26日 東京高平成14年(行ケ)第151号)
要 約		
<p>商標法4条1項8号の「他人の氏名」がフルネームでなければならないとされているのは、他人の氏名については、芸名や略称等と異なり、著名性が要件とされていないため、氏又は名だけでよいとすると、同号による保護の範囲が広がりすぎ、商標権の取得が過度に妨げられる結果を招くと考えられるからである。このような見地からすると、「他人の氏名」であるフルネームに当たるか否かの判断に当たっては、厳格な取扱いをすべきであり、外国人について、ミドルネームがある場合には、これもフルネームに含まれる、と解するのが相当である。</p>		

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項9号

政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という）が開設する**博覧会**若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であって**特許庁長官の定める基準に適合するもの**又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と**同一又は類似の標章を有する商標**（**その賞を受けた者**が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く）

■ 博覧会

博覧会の名称を冠するものに限られず、例えば、見本市、品評会、コレクション、トレードショー、フェア、メッセ等の他の名称を冠したものも含む

■ 特許庁長官の定める基準に適合するもの

平成24年特許庁告示第6号に適合するか否かにより判断

■ 同一又は類似の標章を有する商標

出願商標が、その構成全体又はその一部に博覧会の賞と紛らわしい標章を有するか否かにより判断

■ その賞を受けた者

賞を受けた者の営業又は事業の承継人を含む

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項10号

他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに**類似する商標**であって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

■ 需要者の認識

- ・ 最終消費者のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含む
- ・ 全国的のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含む

■ 周知性の判断

- ・ 取引形態が特殊な商品又は役務の場合（例：「医療用医薬品」、「医薬品の試験・検査若しくは研究」）
→ 特定の市場においてのみ流通する商品又は提供される役務であることを十分考慮して判断
- ・ 主として外国で使用されている商標の場合
→ 外国において周知であること、数か国に商品が輸出されること、又は数か国で役務の提供が行われていることを十分考慮して判断

■ 類似する商標

他人の未登録周知商標と他の文字又は図形等とを結合した商標

（外観構成がまとまりよく一体に表されているもの／観念上の繋がりがあるものを含む）

→ その未登録周知商標と類似するものと判断

※ その未登録周知商標が既成語の一部となっていることが明らかな場合等を除く

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	登 録 事件の見出し
<p>(本件商標) DCC</p> <p>(引用商標) DCC</p> <p>指定商品：コーヒー</p>	<p>全国的に流通する日常使用の一般的商品については、全国にわたる主要商圏の同種商品取扱業者の間に相当程度認識されているか、あるいは、1県の単位にとどまらず、その隣接数県の相当範囲の地域にわたって、少なくともその同種商品取扱業者の半ばに達する程度の層に認識されていることを要するものと解すべきであるとされた事例</p> <p>(昭和58年6月16日 東京高昭和57年(行ケ)第110号)</p>
要 約	
<p>かかる全国的に流通する日常使用の一般的商品について、商標法第4条第1項第10号が規定する「需要者の間に広く認識されている商標」といえるためには、それが未登録の商標でありながら、その使用事実にかんがみ、後に出願された商標を排除し、また、需要者における誤認混同のおそれがないものとして、保護を受けるものであること及び今日における商品流通の実態及び広告、宣伝媒体の現況などを考慮するとき、本件では、商標登録出願の時に全国にわたる主要商圏の同種商品取扱業者の間に相当程度認識されているか、あるいは、狭くとも1県の単位にとどまらず、その隣接数県の相当範囲の地域にわたって、少なくともその同種商品取扱業者の半ばに達する程度の層に認識されていることを要するものと解すべきである。</p>	

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項11号

当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（6条1項（68条1項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

商標の類否判断方法

- ・ 外観・称呼・観念等により需要者に与える印象・記憶・連想等を**総合して全体的に観察し引用商標と出所の混同のおそれがあるか否かにより判断**
- ・ 指定商品・役務における**一般的・恒常的な取引の実情**を考慮
✕ 特殊的・限定的な取引の実情
- ・ 全体観察に加え、商標の構成部分の一部を他人の商標と比較して類否を判断する場合有
- ・ 商標の類否は、時と場所を異にする離隔的観察により判断
- ・ 商標が使用される指定商品・役務の主たる需要者層、指定商品・役務の取引の実情を考慮し、指定商品・役務の**需要者が通常有する注意力**を基準として判断

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標		登 録	事件の見出し
(本件商標)	(引用商標)		商標の類否の判断は、外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合的に考察すること、具体的な取引状況に基づいて判断することを示した事例 (昭和43年2月27日 最高裁昭和39年(行ツ)第110号)
要 約			
<p>商標の類否は、外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうるかぎり、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする。</p> <p>商標の外観、観念又は称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、したがって、前記3点のうちその1において類似するものでも、他の2点において著しく相違することその他取引の実情等によって、なんら商品の誤認混同をきたすおそれの認め難いものについてはこれを類似商標と解するべきではない。</p> <p>ガラス繊維糸の前述のような特殊な取引の実情においては、外観及び観念が著しく相違する上、称呼においても前記の程度に区別できる両商標を取り違えて商品の誤認混同を生ずるおそれは考えられず、両者は非類似と解したものと理解することができる。</p>			

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標		拒 絶	事件の見出し
(本件商標)	(引用商標)		商標の類否の判断に当たり考慮することのできる取引の実情とは、指定商品全般についての一般的恒常的なそれを指すものであって、特殊的、限定的なそれを指すものではないとした事例 (昭和49年4月25日 最高裁昭和47年(行ツ)第33号)
要 約			
<p>商標の類否判断に当たり考慮することのできる取引の実情とは、その指定商品全般についての一般的、恒常的なそれを指すものであって、単に該商標が現在使用されている商品についてのみの特殊的、限定的なそれを指すものではないことは明らかであり、所論引用の判例(昭和43年2月27日 最高裁昭和39年(行ツ)第110号(「冰山」/「しょうざん」事件))も、これを前提とするものと解される。そして、原審が、本件の商標類否の判断に当たり、その指定商品の染料、顔料及び塗料につき広く一般消費者を対象とする家庭用のものが販売されているという顕著な事実を考慮にいれたのは、上記見解に立つものというべく、もとより正当であり、その点に所論の違法はない。</p>			

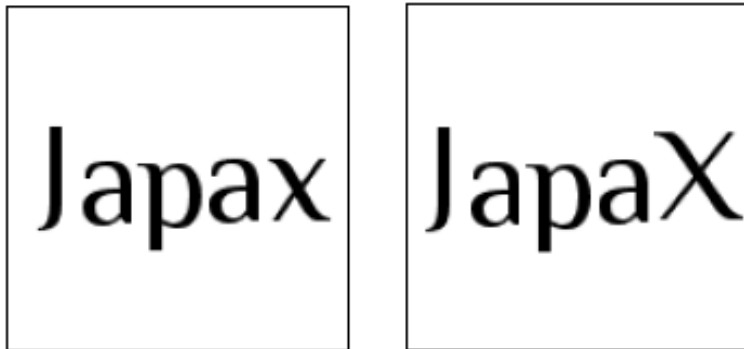
3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項11号

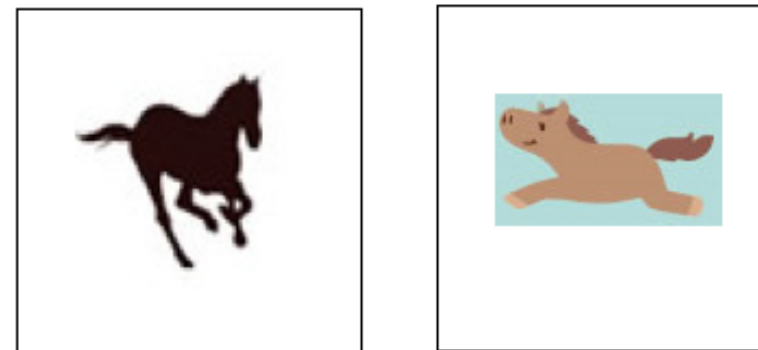
外観＝視覚を通じて認識する外形

▶ 外観の類否：外観の全体的印象が、互いに紛らわしいか否かを考察

(外観において類似する例)



(外観において類似しない例)



3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項11号

称呼 = 取引上自然に認識する音

ハクバイ
白梅 → ハクバイ、シラウメ

タツタガワ
竜田川 → タツタガワ × リュウデンセン

▶ 称呼の類否：称呼の全体的印象が、互いに紛らわしいか否かを考察

(類似する例)

「ダンネル」 「ダイネル」
「シーピーエヌ」 「シーピーエム」

※全体的印象が近似しないと認められる要素

- ・ 語頭音に音質又は音調上著しい差異がある
- ・ 相違する音が語頭音でないがその音質、音調上著しい差異がある
- ・ 称呼が少数音である
- ・ 語の切れ方、分かれ方(シラブル、息の段落)が明らかに異なる

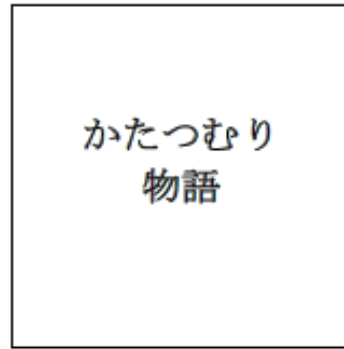
3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項11号

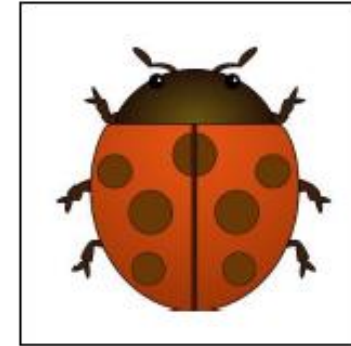
観念 = 取引上自然に想起する意味又は意味合い

観念の類否：意味又は意味合いが、互いにおおむね同一であるか否かを考察

(観念において類似する例)



(観念において類似しない例)



3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項11号

■ 結合商標の称呼・観念の認定

商標の各構成部分の**結合の強弱の程度**を考慮し、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど強く結合しているものと認められない場合には、その一部だけから称呼、観念が生じ得る

(例) 「富士_{白鳥}」：文字の大小

「サンムーン」：書体の相違

「鶴亀 万寿」：著しく離れて記載

商号商標の構成中に、商号の一部として通常使用される「株式会社」「商会」「CO.」「K.K.」「Ltd.」「組合」「協同組合」等の文字が含まれる場合には、これらの文字を除外した称呼、観念も生ずるものとする


3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項11号


■ 結合商標の類否判断

- ① 識別力を有しない文字を構成中に含む場合
(例) 指定商品「せんべい」について、「銀座小判」と「小判」
(解説) 「銀座」は、商品の産地・販売地を表示するところ、指定商品との関係から、識別力を有しない文字を有する結合商標は、原則として、それが付加結合されていない商標と類似する
- ② 需要者の間に広く認識された商標を構成中に含む場合
(例) 指定役務「航空機による輸送」について「JALFLOWER」と「JAL」
(解説) その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあ
るものを含め、原則として、その他人の登録商標と類似する
- ③ 識別力のある部分が識別力のない部分に比較して著しく小さく表示された場合であっても、識別力のある部分から称呼、観念を生ずる

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標		拒 絶	事件の見出し
(本件商標) リラタカラヅカ  LYRATAKARAZUKA	(引用商標) 寶塚		商標の構成の一部より生ずる称呼、観念が他人の商標より生ずる称呼、観念と類似するときは、両商標は類似するものと解するのが相当であるとされた事例 (昭和38年12月5日 最高裁昭和37年(才)第953号)
要 約			
<p>商標はその構成部分全体によって他人の商標と識別すべく考案されているものであるから、みだりに、商標構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判定するがごときが許されないのは、正に、所論のとおりである。しかし、簡易、迅速を尊ぶ取引の実際においては、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない商標は、常に必ずしもその構成部分全体の名称によって称呼、観念されず、しばしば、その一部だけによって簡略に称呼、観念され、1個の商標から2個以上の称呼、観念の生ずることがあるのは経験則の教えるところである（昭和36年6月23日第2小法廷判決）。</p> <p>しかしてこの場合、1つの称呼、観念が他人の商標の称呼、観念と同一または類似であるとはいえないとしても、他の称呼、観念が他人の商標のそれと類似するときは、両商標はなお類似するものと解するのが相当である。</p>			

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	登 録 事件の見出し
<p>(本件商標)</p>  <p>(引用商標) SEIKO EYE</p> <p>指定商品：時計、眼鏡</p>	<p>著名な時計等の製造販売業者の取扱商品ないし商号の略称を表示する文字である「SEIKO」と、眼鏡と密接に関連しかつ一般的、普遍的な文字である「EYE」との結合からなり、時計及び眼鏡等を指定商品とする商標「SEIKO EYE」中の「EYE」の部分のみからは、出所の識別標識としての称呼、観念は生じないとされた事例</p> <p>(平成5年9月10日 最高裁 平成3年(行ツ)第103号)</p>
要 約	
<p>審決引用商標は、眼鏡をもその指定商品としているから、右商標が眼鏡について使用された場合には、審決引用商標の構成中の「EYE」の部分は、眼鏡の品質、用途等を直接表示するものではないとしても、眼鏡と密接に関連する「目」を意味する一般的、普遍的な文字であって、取引者、需要者に特定の、限定的な印象を与える力を有するものではないというべきである。一方、審決引用商標の構成中の「SEIKO」の部分は、わが国における著名な時計等の製造販売業者である株式会社服部セイコーの取扱商品ないし商号の略称を表示するものであることは原審の適法に確定するところである。</p> <p>そうすると、「SEIKO」の文字と「EYE」の文字の結合から成る審決引用商標が指定商品である眼鏡に使用された場合には、「SEIKO」の部分が取引者、需要者に対して商品の出所の識別標識として強く支配的な印象を与えるから、それとの対比において、眼鏡と密接に関連しかつ一般的、普遍的な文字である「EYE」の部分のみからは、具体的取引の実情においてこれが出所の識別標識として使用されている等の特段の事情が認められない限り、出所の識別標識としての称呼、観念は生じず、「SEIKOEYE」全体として若しくは「SEIKO」の部分としてのみ称呼、観念が生じるというべきである。</p>	

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	登 録 事件の見出し
<p>(本件商標) つつみのおひなっこや</p> <p>(引用商標) つゝみ</p>	<p>複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないとされた事例</p> <p>(平成20年9月8日 最高裁平成19年(行ヒ)第223号)</p>
要 約	
<p>4条1項11号に係る商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものであり、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである。</p>	

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項11号

■ 商品又は役務の類否判断

商品又は役務が通常同一営業主により製造・販売又は提供されている等の事情

出願商標及び引用商標に係る指定商品又は指定役務に同一又は類似の商標を使用するときは、同一営業主の製造・販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係にあるかにより判断

商品の類否

生産部門
販売部門
原材料及び品質
用途
需要者の範囲
完成品と部品との関係

役務の類否

提供の手段、目的又は場所
提供に関連する物品
需要者の範囲
業種
当該役務を規制する法律
同一の事業者が提供するか

商品役務間の類否

商品の製造・販売と役務の提供事業者
商品と役務の用途
商品の販売場所と役務の提供場所
需要者の範囲

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	拒 絶 事件の見出し
橘 正 宗	商標が類似のものであるかどうかは、その商標を或る商品につき使用した場合に、商品の出所について誤認混同を生ずる虞があると認められるかどうかにより判定すべきであり、また、指定商品の類似は、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するとき同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認させる虞があると認められる関係にある場合であるとした事例 (昭和36年6月27日 最高裁昭和33年(オ)第1104号)
要 約	
商標が類似のものであるかどうかは、その商標を或る商品につき使用した場合に、商品の出所について誤認混同を生ずる虞があると認められるものであるかどうかということにより判定すべきものと解するのが相当である。そして、指定商品が類似のものであるかどうかは、商品自体が取引上誤認混同の虞があるかどうかにより判定すべきものではなく、 それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認させる虞があると認められる関係にある場合には、たとえ、商品自体が互に誤認混同を生ずる虞がないものであっても、それらの商標は旧商標法二条九号にいう類似の商品の商品にあたりと解するのが相当である。	

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項11号

■ 商品又は役務の類否判断における取引の事情の考慮

商品又は役務の類否判断において、

- ・ 引用商標権者が、商品・役務が類似しない旨の陳述を行った場合
 - ・ 出願人が、商品・役務の取引の実情を証明する書類を提出した場合には、取引の実情を考慮することができる
- 個別の商品・役務同士に限る

■ 出願人と引用商標権者に支配関係がある場合

出願人と引用商標権者間に支配関係があり、かつ、引用商標権者が出願に係る商標が登録を受けることについて了承している場合は、本号に該当しない

(該当例)

- ・ 出願人が引用商標権者の議決権の過半数を有する場合
- ・ 上記の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、引用商標権者の会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合

参考 ▶ 審査便覧42.111.03

出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項14号

種苗法18条1項の規定による**品種登録を受けた品種の名称**と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

- 品種登録を受けた品種の名称について商標登録出願がされた場合
 - ・ 指定商品がその品種に係る**収穫物**の場合は、3条1項3号に該当
 - ・ 指定商品がその品種に係る**収穫物の加工品**の場合は、指定商品との関係により、3条1項3号に該当するか否かを判断
 - ・ 指定役務がその品種に係る**収穫物又は収穫物の加工品を取扱商品とする小売等役務**の場合は、指定役務との関係により、3条1項6号に該当するか否かを判断
- 品種登録の存続期間の満了等により育成者権が消滅した場合
 - ・ 指定商品又は指定役務との関係により、3条1項1号、3号、6号に該当するか否かを判断

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項15号

他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標
(第10号から前号までに掲げるものを除く。)

その他人の業務に係る商品・役務であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合

その他人と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合

■ 考慮事由

- ・ 出願商標と他人の標章との類似性の程度
- ・ 他人の標章の周知度
- ・ 他人の標章が造語か、構成上顕著な特徴を有するか
- ・ 他人の標章がハウスマークか
- ・ 企業における多角経営の可能性
- ・ 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性
- ・ 商品等の需要者の共通性その他取引の実情

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	拒 絶 事件の見出し
<p>(本件商標) レールデュタン</p> <p>(引用商標) L' AIR DU TEMPS</p>	<p>15号にいう出所の混同の概念には、狭義の混同だけではなく、広義の混同をも含まれるとした事例</p> <p>(平成12年7月11日 最高裁平成10年 (行ヒ) 第85号)</p>
要 約	
<p>4条1項15号にいう「他人の業務に係る商品・役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、他人の商品・役務に係るものであると誤信されるおそれがある商標のみならず、いわゆる親子会社や系列会社等又はグループ関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤信されるおそれがある商標を含むものと解するのが相当である。</p> <p>そして 「混同を生ずるおそれ」の有無は、商標の類似性の程度、周知著名性及び独創性の程度、商品等との間の関連性の程度並びに取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきである。</p> <p>以上の事実を照らせば、本件登録商標を「化粧品、身飾品等」に使用するときには、その取引者及び需要者において、広義の混同を生ずるおそれがあるといえることができる。</p>	

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項15号

- 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標
→商品等の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱う

 - 本号に該当する場合
 - ・ 結合商標の外観構成がまとまりよく一体に表されているもの
 - ・ 観念上の繋がりがあるもの

商品「おもちゃ」 出願商標「パー・ソニー」
商品「電気機械器具」 著名な商標「ソニー」

 - ・ 他人の著名な商標が既成語の一部となっているもの
 - ・ 指定商品・役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なもの
- 商品「カメラ」 出願商標「POLAROID」
商品「化粧品」 著名な商標「POLA」

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標		登 録	事件の見出し
(本件商標)	(引用商標)		本件商標は、引用商標とは非類似のもので具体的な取引の下では混同のおそれはないとされた事例 (平成22年7月12日 知財高平成21年（行ケ）第10404号)
要 約			
<p>引用商標は世界的に営業を展開するスポーツ用品メーカーである補助参加人の業務に係る商品を示すものとして周知著名かつ独創的であり、本件商標の指定商品は補助参加人の業務に係る商品と、その性質・用途・目的において関連し、本件商品の指定商品と補助参加人の業務に係る商品とでは、商品の取引者及び需要者は相当程度共通するものであるが、本件商標と引用商標とは、生じる称呼及び観念が相違し、外観も必ずしも類似するとはいえないものにすぎない点、原告が経営する沖縄総合貿易が主として沖縄県内の店舗及びインターネットの通信販売で本件商標を付したTシャツ等を販売するに止まっており、販売規模が比較的小規模である点に鑑みると、本件商標を上記指定商品に使用したときに、当該商品が補助参加人又は補助参加人と一定の緊密な営業上の関係若しくは補助参加人と同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるとはいえないというべきである。</p>			

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	登録 登録 事件の見出し
<p>(本件商標)</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">フランク三浦</p> <p>(引用商標)</p> <p>フランク ミュラー</p>	<p>本件商標と引用商標における称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るともいえないため、類似する商標とは認められず、出所混同のおそれもないと判断した事例</p> <p>(平成28年4月12日 知財高裁平成27年(行ケ)第10219号)</p>
要 約	
<p>被告使用商標は、外国ブランドである被告商品を示すものとして周知であり、本件商標の指定商品は被告商品と、その性質、用途、目的において関連し、本件商標の指定商品と被告商品とでは、商品の取引者及び需要者は共通するものである。</p> <p>しかしながら、他方で、本件商標と被告使用商標とは、生じる称呼は類似するものの、外観及び観念が相違し、かつ、本件商標の指定商品において、称呼のみによって商標を識別し、商品の出所を判別するものとはいえないものである。加えて、被告がその業務において日本人の姓又は日本の地名を用いた商標を使用している事実はないことに照らすと、本件商標の指定商品の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準としても、本件商標を上記指定商品に使用したときに、当該商品が被告又は被告と一定の緊密な営業上の関係若しくは被告と同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるとはいえないというべきである。</p>	

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項16号

商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標

■商品の品質又は役務の質について

「商品の品質等」とは、商品若しくは役務の普通名称、商品若しくは役務について慣用されている商標又は3条1項3号中「商品又は役務の特徴等」が表す品質若しくは質をいう

■商標構成中に、商品の品質等を表す文字等を有する場合

→全体として商品の品質等として認識できない場合には、商品の品質等を表さないと判断

→商標構成中に外国の国家名を有する場合は、国家名を認識しないことが明らか
な場合に限り、商品の品質等を表さないと判断する

(例) 商品「時計」 商標「SWISSTEX」

→ 既成語の一部ではないため、国家名としての「スイス連邦」を認識させる

(例) 商品「薬剤」 商標「コロシウム」

→ 既成語の一部のため、国家名としての「ロシア連邦」を認識しない

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項16号

商品の品質又は役務の質の**誤認を生ずるおそれ**がある商標

■ 誤認を生ずるおそれ

商標が表す商品の品質等を有する商品の製造、販売又は役務の提供が現実に行われていることは要せず、需要者がその商品の品質等を誤認する可能性がある場合をいう

判断基準：商標が表す商品の品質等と指定商品・役務が関連しているか否か
商標が表す商品の品質等と指定商品・役務が有する品質・質が異なるか否か

■ 本号に該当する場合

商品「野菜」 商標「J P Oポテト」

■ 本号に該当しない場合

商品「自転車」 商標「J P Oポテト」
商品「イギリス製の洋服」 商標「J P Oイギリス」
役務「フランス料理の提供」 商標「J P Oフランス」

商標中に、商品の品質等を表す文字等を含んでいたとしても、出願商標が、出願人の店舗名、商号、屋号等を表すものとして需要者に広く認識されており、需要者が商品の品質等を誤認するおそれがないと認められるときには、本号に該当しない

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項17号

日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の**産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章**又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の**産地を表示する標章**のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを**有する**商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

■産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章／産地を表示する標章

=産地を当該産地における文字で表示した標章、片仮名で表示した標章、その他その翻訳と認められる文字で表示した標章

(例) 片仮名で表示した標章

「BORDEAUX」→「ボルドー」 「CHAMPAGNE」→「シャンパーニュ」 「琉球」→「リュウキュウ」

(例) その他その翻訳と認められる文字で表示した標章

「BOURGOGNE」(仏語)→「BURGUNDY」(英語)

■有する

=産地の誤認混同の有無は問わず、形式的に構成中に含むか否かにより判断する

(例) 「有する」場合

商品「しょうちゅう」

商品「ぶどう酒」

商品「ぶどう酒」

商標「**琉球**の光」

商標「山梨産**ボルドー**風ワイン」

商標「**CHAMPAGNE** style」

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項18号

商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。26条1項5号において同じ。）が**当然に備える特徴**のうち政令で定めるもののみからなる商標

■ 本号を適用する場合

商品若しくは商品の包装又は役務の提供の用に供する物（＝商品等）が「当然に備える特徴」は、原則として、3条1項3号に該当する商品等の特徴に含まれる

審査において本号適用が問題となるのは、3条1項3号に該当するが、実質的には3条2項に該当する場合

■ 商品等が「当然に備える特徴」の確認事項

立体商標

- ・ 出願商標が、商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなるものであること
 - ・ 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなるものであること
- 商品等の機能を確保できる代替的な立体的形状が他に存在するか否か
→代替可能な立体的形状が存在する場合でも、同程度(若しくはそれ以下)の費用で生産できるものであるか否か

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項19号

他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は**外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標**であって、不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもって使用をするもの(前各号に掲げるものを除く。)

■外国における需要者の間に広く認識されている商標

我が国以外の一の国で周知であることが必要（必ずしも複数国で周知であることは不要）
商標が外国において周知であるときは、我が国における周知性は問わない

■同一又は類似の商標

「需要者の間に広く認識されている」他人の商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあるものを含め、その他人の商標と類似する

ただし、その他人の商標が既成語の一部となっていることが明らかな場合等を除く

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項19号

他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、**不正の目的**（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもって使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

■ 不正の目的の考慮事由

- ・ 他人の商標が周知である事実
- ・ 周知商標が造語／構成上顕著な特徴を有するか
- ・ 周知商標の所有者の日本への進出計画
- ・ 周知商標の所有者の事業拡大計画
- ・ 出願人からの買取り／代理店契約締結等の要求
- ・ 周知商標に化体した信用、名声、顧客吸引力等を毀損させるおそれがあること

■ 不正の目的をもって使用するものと推認する場合

- ・ 周知商標と同一又は極めて類似するものであること
- ・ 周知商標が造語／構成上顕著な特徴を有するものであること

3 . 商標の不登録事由に関する審査

4条1項19号

他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもって使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）


■ 本号該当性の判断

本号該当性については、周知度、商標の同一又は類似性の程度、不正の目的のそれぞれの判断要素を総合的に勘案して判断

■ 本号に該当する場合

- ・ 外国で周知な他人の商標と同一又は類似の商標が日本で登録されていない場合であって
→ 高額で買い取らせるために先取りの出願したもの
外国の権利者の国内参入を阻止するもの
代理店契約締結を強制する目的で出願したもの
- ・ 日本国内で全国的に周知な商標と同一又は類似の商標について
→ 出所表示機能を稀釈化／その名声等を毀損させる目的をもって出願したもの

3 . 商標の不登録事由に関する審査

商 標	拒 絶	事件の見出し
<p>(本件商標)</p>  <p>(引用商標)</p> <p>L A M B O R G H I N I</p>		<p>本件商標は、需要者において広く認識された引用商標と類似するものであり、引用商標に係る商品について使用するもの、他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるもの、もしくは不正の目的をもって使用するものであると認められた事例 (平成24年5月31日 知財高裁平成23年（行ケ）第10426号)</p>
要 約		
<p>被告は、原告が世界的に著名な自動車メーカーであり、引用商標も原告の業務に係る商品（自動車）を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることや、引用商標と本件商標が類似の商標であることを認識しながら、自動車等を指定商品等とする本件商標登録を行い、実際に本件商標を使用して、原告の製造、販売に係る自動車を模したカスタムバギーを製造、販売していることが認められる。そうすると、本件商標は、被告が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもって使用をするものと認められる。したがって、仮に本件商標が商標法4条1項10号、15号に該当しないとしても、同条同項19号に該当するものと認められる。</p>		

3 . 商標の不登録事由に関する審査

■ 他人の著名な商標を一部に有する商標における 4 条 1 項各号の取扱い

4 条 1 項 1 0 号

商標 : 他人の**未登録周知**商標と同一又は類似
商品／役務 : 同一又は類似

4 条 1 項 1 1 号

商標 : 他人の**登録**商標と同一又は類似
商品／役務 : 同一又は類似

4 条 1 項 1 5 号

商標 : 他人の**著名**商標と**出所混同のおそれあり**
(非類似でもよい)
商品／役務 : 非類似でもよい

4 条 1 項 1 9 号

商標 : 他人の**周知**商標と同一又は類似
+ 出願人に**不正の目的 (出所混同のおそれなし)**
商品／役務 : 非類似でもよい

1 商標審査基準の位置づけ

2 商標の登録要件に関する審査

3 商標の不登録事由に関する審査

4 登録の可否についての判断時期

5 商標法 3 条の趣旨に反する場合の審査

6 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

7 新しいタイプの商標の審査

8 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

9 商標審査基準 [改訂第 1 6 版] の主な改訂事項

(1) コンセント制度の導入

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

4 . 登録の可否についての判断時期

4条3項

第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当する商標であっても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない

適用条文	判断時期
4条1項8号、10号、15号、17号、19号	出願時、かつ、査定時
4条1項1号～7号、9号、11号、12号、14号、16号、18号	査定時

1 商標審査基準の位置づけ

2 商標の登録要件に関する審査

3 商標の不登録事由に関する審査

4 登録の可否についての判断時期

5 商標法3条の趣旨に反する場合の審査

6 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

7 新しいタイプの商標の審査

8 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

9 商標審査基準 [改訂第16版] の主な改訂事項

(1) コンセント制度の導入

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

5 . 商標法3条の趣旨に反する場合の審査

- 同一人が同一の商標（縮尺のみ異なるものを含む）について、先願（又は先登録）とすべて同一の商品又は役務を指定して出願した場合、「商標法第3条の趣旨に反する」との拒絶の理由を通知する
- 適用条文
「3条の趣旨に反する」：3条は、一般的・普遍的な商標登録の要件
- 対象となる指定商品・役務
 - ・ 先願（先登録）と指定商品・役務がすべて同一の出願
 - ・ 先願（先登録）に係る指定商品・役務のうち、一部の商品・役務のみを指定している出願

参考

審査便覧41.01

商標法第3条の趣旨に反する場合の審査運用について

1 商標審査基準の位置づけ

2 商標の登録要件に関する審査

3 商標の不登録事由に関する審査

4 登録の可否についての判断時期

5 商標法 3 条の趣旨に反する場合の審査

6 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

7 新しいタイプの商標の審査

8 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

9 商標審査基準 [改訂第 1 6 版] の主な改訂事項

(1) コンセント制度の導入

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

6 . 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

補正

国内出願について、審査、審判、再審に係属している場合に限り、「指定商品又は指定役務」及び「商標登録を受けようとする商標」について補正をすることが可能（68条の40）

国際商標登録出願についても、審査、審判又は再審に係属している場合に限り、「指定商品又は指定役務」について補正をすることが可能（68条の28）

補正の却下

補正が要旨を変更するものである場合は、その補正を却下（16条の2）

補正の却下の決定に対する対応

- ・ 補正の却下の決定に対して審判請求（45条）
- ・ 補正却下後の新出願（17条の2）
- ・ 手続補正書の再提出

6 . 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

16条の2

■ 指定商品・役務の要旨変更の判断基準

指定商品・役務の範囲を非類似の商品・役務に変更し、又は拡大する場合のみならず、他の類似の商品若しくは役務に変更し、又は拡大する場合も要旨の変更となる

要旨の変更となる場合

- ・ 範囲の変更 第32類「ビール」 → 第33類「洋酒」への補正
- ・ 範囲の拡大 第12類「貨物自動車」 → 第12類「自動車」への補正

要旨の変更とならない場合

第21類「食器類」 → 第21類「コップ, 茶わん」への補正

■ 小売等役務の要旨変更の判断基準

要旨の変更となる場合

- 総合小売等役務 → 特定小売等役務への補正（逆も同様）
- 特定小売等役務の取扱商品の範囲の変更又は拡大する補正
- 小売等役務 → 商品に変更する補正（逆も同様）

指定商品・役務の範囲の減縮、誤記の訂正又は明瞭でない記載を明瞭なものに改めることは、要旨の変更ではない

6 . 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

16条の2

■ 商標の要旨変更の判断基準

願書に記載した商標の補正は、原則として、要旨の変更である

要旨の変更となる場合

- ・ 商標中の文字、図形、記号又は立体的形状を変更、又は削除すること
- ・ 商標に文字、図形、記号又は立体的形状を追加すること
- ・ 商標の色彩を変更すること
- ・ 「立体商標」である旨の記載を追加・削除する補正（例外あり）
- ・ 標準文字である旨の記載を追加・削除する補正（例外あり）
- ・ 出願後、5条6項ただし書きの規定による色彩の適用を受けようとする事

要旨の変更とならない場合

商標中の付記的部分における「J I S」、「特許」等の文字、記号若しくは図形又は商品の産地・販売地若しくは役務の提供の場所を表す文字を削除すること

1 商標審査基準の位置づけ

2 商標の登録要件に関する審査

3 商標の不登録事由に関する審査

4 登録の可否についての判断時期

5 商標法 3 条の趣旨に反する場合の審査

6 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

7 新しいタイプの商標の審査

8 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

9 商標審査基準 [改訂第 1 6 版] の主な改訂事項

(1) コンセント制度の導入

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

7. 新しいタイプの商標の審査

- ・平成27年4月1日以降の出願から、「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」及び「位置商標」が新しいタイプの商標として登録が可能となった
- ・商標審査基準では、これらの商標について、3条1項（商標登録の要件）、同2項（使用による識別性）、4条1項（不登録事由）及び5条（商標登録出願）等において整備している

■ 商標の特定（5条5項）

- ・動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標及び位置商標：商標登録を受けようとする商標及びこれに関する商標の詳細な説明が必須
 - ・音商標：五線譜等の商標登録を受けようとする商標及び物件音声ファイルの提出が必須
- ⇒商標と商標の詳細な説明又は音声ファイルが齟齬する場合の取扱い等について具体例を記載

■ 商標の識別力（3条1項）

- ・色彩のみからなる商標やメロディーのみからなる音商標：原則として識別力を有しないことを記載
- ・動き商標、ホログラム商標及び位置商標：主にこれら商標中に含まれる文字や図形等に着目して識別力を判断することを記載

■ 商標の類否等（4条1項11号）

- ・色彩のみからなる商標：色相・彩度・明度といった色彩の要素を比較して総合的に判断することを記載
- ・音商標が言語的要素を含む場合：言語的要素と同一又は類似する称呼を有する文字商標等との類否の取扱いを記載

7. 新しいタイプの商標の審査

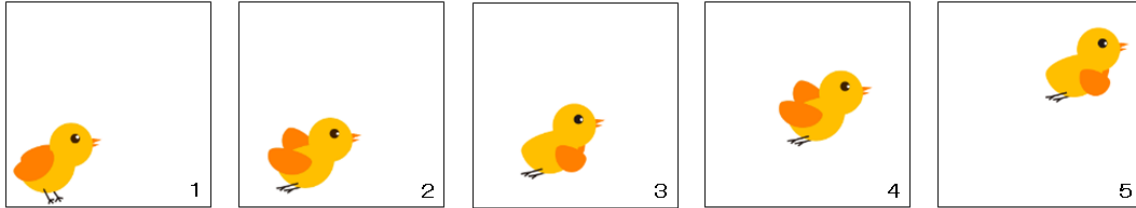
■ 動き商標

3条1項柱書

動き商標と認められる例

- 異なる複数の図によって記載されている例

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。鳥が、図1から図5にかけて翼を羽ばたかせながら、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

動き商標と認められない例



⇒願書に記載した商標から、時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合、第3条第1項柱書の要件を満たさない

参考

審査便覧52.01

動き商標の願書への記載について

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 動き商標

5条5項

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

⇒動き商標を構成する標章の説明及び時間の経過に伴う標章の変化の状態(変化の順番、全体の所要時間等)についての具体的かつ明確な記載がある場合、第5条第5項の要件を満たす。

【動き商標を特定するものと認められない例】

- ① 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合(願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合及び願書に記載した商標に記載されている標章が、商標の詳細な説明に記載されていない場合を含む。)
- ② 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章の変化の状態(例：変化の順番)が一致しない場合

7. 新しいタイプの商標の審査

■ホログラム商標

3条1項柱書

5条5項

ホログラム商標と認められる例

【商標登録を受けようとする商標】



【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、見る角度により別の表示面が見えるホログラム商標である。左側から見た場合には、図1に示すとおり、正面から見た場合には、図2に示すとおり、右側から見た場合には、図3に示すとおりである。なお、商標の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

ホログラム商標と認められない例



⇒願書に記載した商標から、ホログラフィーその他の方法による視覚効果(立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等)による標章の変化の状態が確認できない場合、第3条第1項柱書の要件を満たさない

⇒ホログラム商標を構成する標章の説明及びホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する状態についての具体的かつ明確な説明がある場合、第5条第5項の要件を満たす

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 色彩のみからなる商標

3条1項柱書

色彩のみからなる商標と認められる例



(ア) 願書に記載した商標から、標章が色彩のみであることが確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合

(イ) 商品等における位置を特定した色彩のみからなる商標について、願書に記載した商標が、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する商品等における位置が特定できるように表示してあり、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合

⇒第3条第1項柱書の要件を満たす

色彩のみからなる商標と認められない例



(ア) 願書に記載した商標から、文字や図形等を認識させることが明らかである場合

(イ) 願書に記載した商標から、色彩を付する商品等における位置が特定されていると認められない場合

⇒第3条第1項柱書の要件を満たさない

参考

審査便覧54.01

色彩のみからなる商標の願書への記載
(商標の記載) について

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 色彩のみからなる商標

5条5項

(例1) 単色

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、赤色（RGBの組合せ：R 2 5 5, G 0, B 0）のみからなるものである。

(例2) 色彩の組合せ

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、赤色（RGBの組合せ：R 2 5 5, G 0, B 0）、青色（RGBの組合せ：R 0, G 0, B 2 5 5）、黄色（RGBの組合せ：R 2 5 5, G 2 5 5, B 0）、緑色（RGBの組合せ：R 2 5 5, G 1 2 8, B 0）であり、配色は、上から順に、赤色が商標の縦幅の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

⇒色彩のみからなる商標を構成する色彩を特定するための色彩名、三原色(RGB)の配合率、色見本帳の番号、色彩の組み合わせ方(色彩を組合せた場合の各色の配置や割合等)等についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合、第5条第5項の要件を満たす

7. 新しいタイプの商標の審査

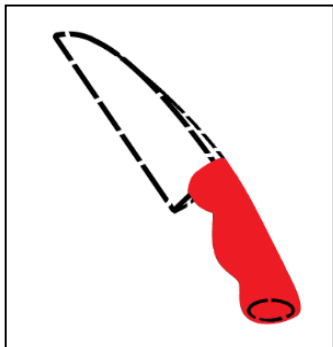
■ 色彩のみからなる商標

5条5項

【色彩のみからなる商標を特定するものと認められない例】

- ・ 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分（赤色（RGBの組合せ：R255，G0，B0）とする構成）からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

① 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章（色彩）が一致しない場合（願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合及び願書に記載した商標に記載されている標章が、商標の詳細な説明に記載されていない場合を含む。）

② 色彩を組合せたものである場合に、願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載された各色の配置や割合等が一致しないとき

③ 色彩を付する位置を特定したものである場合に、願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載された色彩を付する位置が一致しないとき

参考

審査便覧54.02

色彩のみからなる商標の願書への記載
（商標の詳細な説明）について

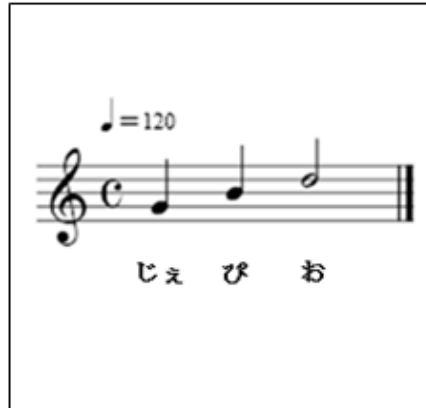
7. 新しいタイプの商標の審査

■ 音商標

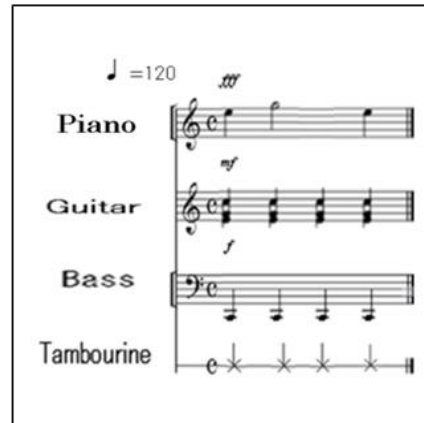
3条1項柱書

音商標と認められる例

(例1)



(例2)



(例3)

本商標は、「パンパン」と2回手をたたき音が聞こえた後に、「ニャオ」という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。

⇒願書に記載した商標が、商標法施行規則第4条の5に規定された方法（文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせ）により記載され、音を特定するための次に掲げる事項の記載がなされている場合、第3条第1項柱書の要件を満たす

(ア) 五線譜により記載されている場合

- ① 音符
- ② 音部記号(ト音記号等)
- ③ テンポ(メトロノーム記号や速度標語)
- ④ 拍子記号(4分の4拍子等)
- ⑤ 言語的要素(歌詞等が含まれるとき)

(イ) 文字により記載されている場合

- ① 音の種類

擬音語又は擬態語と組み合わせる等の方法により特定して記載する(例えば、「ニャー」という猫の鳴き声、「パンパン」と手をたたき音、「ピューピュー」と風の吹く音、「ゴーゴー」と風の吹く音、「カチャカチャ」と機械が動く音、「ウィンウィン」と機械が動く音。)

- ② その他音を特定するために必要な要素

音の長さ(時間)、音の回数、音の順番、音の変化等を記載する

なお、音の変化とは、音量の変化、音声の強弱、音のテンポの変化等のことをいう

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 音商標

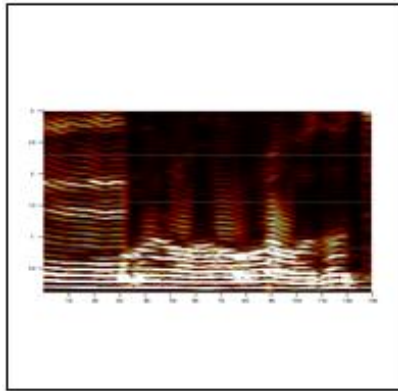
3条1項柱書

音商標と認められない例

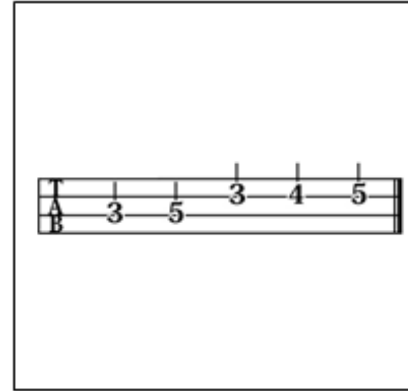
(ア) 願書に記載した商標に、楽曲のタイトルや作曲者名等の、音を特定するために必要な記載以外の記載がなされている場合

(イ) 願書に記載した商標が、商標法施行規則第4条の5に定める方法以外の方法で記載されている場合

(例1) サウンドスペクトログラム
(ソノグラム) による記載の場合



(例2) タブラチュア譜 (タブ譜、奏法譜)
や文字譜による記載の場合



商標法施行規則

第4条の5 音からなる商標（以下「音商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、**文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせ**を用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

参考

審査便覧55.01

音商標の願書への記載及び物件について

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 音商標

5条5項

⇒音商標について、願書に記載した商標に記載がない事項(演奏楽器や声域等の音色等。ただし、歌詞等の言語的要素を除く。)は、物件及び商標の詳細な説明(商標登録を受けようとする商標を特定するために必要な場合に限る。)により特定するものとする。

【五線譜で表されている音商標について】

■ 音商標を特定するものと認められる例

- a. 願書に記載した商標に演奏楽器としてピアノが記載され、物件がピアノにより演奏されたと認識される音声ファイルである場合
- b. 願書に記載した商標に演奏楽器について記載されておらず、物件がピアノにより演奏されたと認識される音声ファイルである場合

■ 音商標を特定するものと認められない例

- a. 願書に記載した商標に演奏楽器としてピアノが記載され、物件がギターにより演奏されたと認識される音声ファイルである場合
- b. 願書に記載した商標に演奏楽器について記載されておらず、物件がギターにより演奏されたと認識される音声ファイルであり、かつ、商標の詳細な説明にはバイオリンで演奏されたものである旨の記載がある場合

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 位置商標

3条1項柱書

位置商標と認められる例

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品（指定役務）】ゴルフクラブ用バッグ

⇒願書に記載した商標が、標章を実線で描き、その他の部分を破線で描くことにより標章及びそれを付する商品中の位置が特定できるように表示したと認めことができ、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合、第3条第1項柱書の要件を満たす。

商標法施行規則

第4条の6 商標に係る標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を付する位置が特定される商標（以下「位置商標」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

参考

審査便覧56.01

位置商標の願書への記載について

7. 新しいタイプの商標の審査

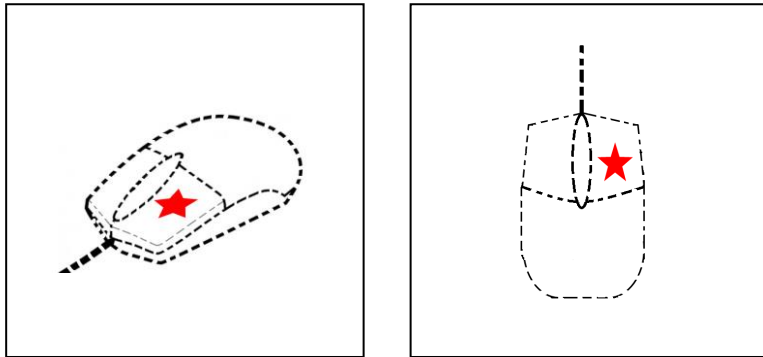
■ 位置商標

3条1項柱書

位置商標と認められない例

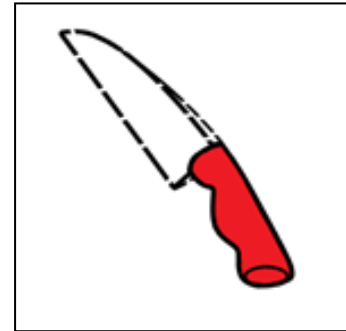
- (ア) 願書に記載した商標から、標章を付する位置が特定されない場合
- (イ) 願書に記載した商標及び商標の詳細な説明に、標章が色彩のみからなると認識し得る記載がなされている場合
- (ウ) 位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

(例1)



(例2)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、包丁の柄の部分の赤色とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品（指定役務）】包丁

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 位置商標

5条5項

⇒位置商標を構成する標章及びこの標章を付する商品等における位置(部位の名称等)についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合、第5条第5項の要件を満たす。

【位置商標を特定するものと認められない例】

- ① 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合(願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合及び願書に記載した商標に記載されている標章が、商標の詳細な説明に記載されていない場合を含む。)
- ② 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載された商標を付する位置が一致しない場合

7. 新しいタイプの商標の審査

3条1項全体

■動き商標について

- (1)動き商標を構成する文字や図形等の標章と、その標章が時間の経過に伴って変化する状態とを総合して商標全体として考察し、本項各号に該当するか否かを判断する
- (2)動き商標を構成する文字や図形等の標章が、本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しないと判断する
- (3)動き商標を構成する文字や図形等の標章が、本項各号に該当するもののみからなる場合には、原則として、商標全体としても本項各号に該当すると判断する
- (4)標章が時間の経過に伴って変化する状態が軌跡として線等で表され文字や図形等の標章を描き、その標章が、本項各号に該当する場合には、商標全体としても本項各号に該当すると判断する

■色彩のみからなる商標について

- (1)2以上の色彩を組み合わせてなる場合は、商標全体として考察し、本項各号に該当するか否かを判断する。色彩を付する位置を特定したものについても、同様とする
- (2)色彩を付する位置を特定したものについては、色彩のみからなる商標を構成する標章は色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が本項各号に該当するか否かを判断する

7. 新しいタイプの商標の審査

3条1項全体

■ 音商標について

- (1)音商標を構成する音の要素(音楽的要素及び自然音等)及び言語的要素(歌詞等)を総合して商標全体として考察し、本項各号に該当するか否かを判断する
- (2)言語的要素が本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しないと判断する
- (3)音の要素が本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しないと判断する
- (4)本項各号に該当する標章を単に読み上げたにすぎないと認識させる音商標は、商標全体としても本項各号に該当すると判断する

■ 位置商標について

- (1)位置商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が付される位置とを総合して、商標全体として考察し、本項各号に該当するか否かを判断する
- (2)位置商標を構成する文字や図形等の標章が、本項各号に該当しない場合には、標章を付する位置にかかわらず、原則として、商標全体としても本項各号に該当しないと判断する
- (3)位置商標を構成する文字や図形等の標章が、本項各号に該当するもののみからなる場合には、原則として、商標全体としても本項各号に該当すると判断する

7. 新しいタイプの商標の審査

3条1項全体

■ホログラム商標について

- (1)ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章と、その標章が立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等のホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する状態とを総合して商標全体として考察し、本項各号に該当するか否かを判断する
- (2)ホログラフィーその他の方法による視覚効果のうち、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果については、表示面に表された文字や図形等の標章が、本項各号に該当するか否かを判断する。ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章が本項各号に該当しない場合には、商標全体としても本項各号に該当しないと判断する
- (3) (1)の視覚効果のうち、見る角度により別の表示面が見える効果が施されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章が、本項各号に該当するか否かを判断するとともに、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章の関連性等を総合して、商標全体として考察し、本項各号に該当するか否かを判断する
- (4)ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章が、本項各号に該当するもののみからなる場合には、原則として、商標全体としても本項各号に該当すると判断する

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 色彩のみからなる商標関連

3条1項2号 (慣用商標)

■ 「商品又は役務について慣用されている商標」について

「商品又は役務について慣用されている商標」とは、同業者間において一般的に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標をいう

(例) 役務「婚礼の執行」について、商標「赤色及び白色の組合せの色彩」

役務「葬儀の執行」について、商標「黒色及び白色の組合せの色彩」

3条1項3号 (商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示)

■ 商品又は役務の特徴に該当する色彩のみからなる商標について

商品等が通常有する色彩のみからなる商標については、原則として、本号に該当すると判断する

(例) 商品「木炭」について、「黒色」

商品「自動車用タイヤ」について、「黒色」

3条1項6号 (前号までのほか、識別力のないもの)

■ 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標は、第3条第1項第2号及び第3号に該当するもの以外は、原則として、本号に該当すると判断する

(例) 役務の提供の用に供する物が通常有する色彩

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 音商標関連

3条1項2号 (慣用商標)

■ 「商品又は役務について慣用されている商標」について

「商品又は役務について慣用されている商標」とは、同業者間において一般的に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標をいう

(例)商品「焼き芋」について、商標「石焼き芋の売り声」

役務「屋台における中華そばの提供」について、商標「夜鳴きそばのチャルメラの音」

3条1項3号

(商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示)

■ 商品又は役務の特徴に該当する音商標について

商品が通常発する音又は役務の提供にあたり通常発する音を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標については、原則として、本号に該当すると判断する

(例)商品「炭酸飲料」について、「『シュワシュワ』という泡のはじける音」

役務「焼き肉の提供」について、「『ジュー』という肉が焼ける音」

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 音商標関連

3条1項5号 (極めて簡単で、かつ、ありふれた標章)


■ 単音やこれに準ずる極めて短い音については、原則として、本号に該当すると判断する

3条1項6号 (前号までのほか、識別力のないもの)


■ 音商標について

- (1) 音商標を構成する音の要素(音楽的要素及び自然音等)及び言語的要素(歌詞等)を総合して、商標全体として考察し、判断する
 - (2) 言語的要素が本号に該当しない場合には、商標全体としても本号に該当しないと判断する
 - (3) 音の要素が本号に該当しない場合には、商標全体としても本号に該当しないものと判断する
- (例) (ア) 自然音を認識させる音
- (イ) 需要者にクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識される音
 - (ウ) 商品の機能を確保するために又は役務の提供にあたり、通常使用されずまた不可欠でもないが、商品又は役務の魅力を上昇させるにすぎない音
 - (エ) 広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象付けたり、効果音として使用される音
 - (オ) 役務の提供の用に供する物が発する音

7. 新しいタイプの商標の審査

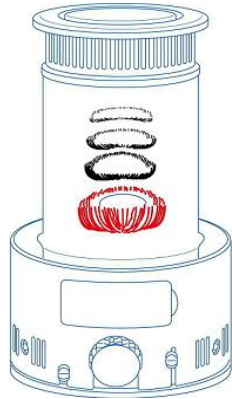
商 標	拒 絶	事件の見出し
 <p data-bbox="466 701 881 736">指定商品：油圧ショベル</p>		<p data-bbox="1098 297 2204 739">本願商標の色彩及び色彩を付する位置はいずれもありふれたものであるため本願商標の構成態様に特異性はなく、また、原告による本願商標の使用により自他商品識別機能を獲得したものとはいえず、本願商標の独占的使用を認めることが公益上の見地から許容される事情があるものと認めることはできないため、商標法3条2項に該当しないと判断された事例</p> <p data-bbox="1098 751 2204 793">(令和2年8月19日 知財高裁 令和元年（行ケ）第10146号)</p>
要 約		
<p data-bbox="328 889 2193 1279">商品の色彩は、商品の特性であるといえるから、商標法第3条1項3号所定の「その他の特徴」に該当するものと解される。そして、商品の色彩は、古来存在し、通常は商品のイメージや美観を高めるために適宜選択されるものであり、また、商品の色彩には自然発生的な色彩や商品の機能を確保するために必要とされるものもあることからすると、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、原則として何人も自由に選択して使用できるものとすべきであり、特に、単一の色彩のみからなる商標については、同号の趣旨が妥当するものと解される。</p>		

7. 新しいタイプの商標の審査

商 標	拒 絶	事件の見出し
 <p>指定役務：インターネット上に設置された不動産に関するポータルサイトにおける建物又は土地の情報の提供</p>		<p>ウェブサイトで使用される色彩のみからなる商標が原告の役務を表示するものと認められず，需要者が何人かの業務にかかる役務であることを認識することができないとされた事例 (令和2年3月11日 知財高裁 令和元年（行ケ）第10119号)</p>
要 約		
<p>①本願商標は、橙色の単色の色彩のみからなる商標であり、本願商標の橙色が特異な色彩であるとはいえないこと、②橙色は、広告やウェブサイトのデザインにおいて、前向きで活力のある印象を与える色彩として一般に利用されており、不動産の売買、賃貸の仲介等の不動産業者のウェブサイトにおいても、ロゴマーク、その他の文字、枠、アイコン等の図形、背景等を装飾する色彩として普通に使用されていること、③原告のウェブサイトのトップページにおいても、最上部左に位置する図形とロゴマーク、その他の文字、白抜き文字及びクリックするボタンの背景や図形、キャラクターの絵、バナー等の色彩として、本願商標の橙色が使用されているが、これらの文字、図形等から分離して本願商標の橙色のみが使用されているとはいえないことを総合すると、原告のウェブサイトに接した需要者においては、本願商標の橙色は、ウェブサイトの文字、アイコンの図形、背景等を装飾する色彩として使用されているものと認識するにとどまり、本願商標の橙色のみが独立して、原告の業務に係る「ポータルサイトにおける建物又は土地の情報の提供」の役務を表示するものとして認識されるものと認めることはできない。</p>		

7. 新しいタイプの商標の審査

商 標



指定商品：対流型石油ストーブ

拒 絶

事件の見出し

本願形状（位置商標）は機能又は美感上の理由から採用すると予測される範囲内のものであり，商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標であり，原告の事業に係る商品であることを認識することができるまでには至っていないと認定された事例


（令和2年2月12日 知財高裁 令和元年（行ケ）第10125号）

要 約

本願形状を採用することにより，対流形石油ストーブの燃烧筒内の輪状の炎が四つあるように見え，これにより対流形石油ストーブの美感が向上するから，本願形状は，美感を向上するために採用された形状であると認められる。また，特許登録第1508319号の特許（以下「原告特許」という。）に係る明細書等の記載からすると，本願形状は，暖房効果を高めるという機能を有するものと認められる。

そうすると，本願形状は，その機能又は美感上の理由から採用すると予測される範囲を超えているものということとはできず，本願形状からなる位置商標である本願商標は，商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標であると認められる。

7. 新しいタイプの商標の審査

商 標	事件の見出し
 <p>指定商品：毛髪カット用くし</p>	<p>拒絶</p> <p>本願位置商標の構成は機能向上のための工夫として認識されるため識別力を備えたものとはいえず、本願商標が需要者・取引者一般に対して識別力を獲得するに至っていると認定することもできないため、商標法3条1項6号に該当するとされた事例 (令和2年8月27日 知財高裁 令和元年（行ケ）第10143号)</p>
要 約	
<p>整髪又は調髪に用いる櫛は、理美容道具としての性格上、その機能性が重視されるものと考えられるところ、取引の実情においても、櫛の背骨部の位置に一定間隔で模様、窪み又は貫通孔等設けることにより、それらを目盛り代わりに用いる、指のすべり止めとしての機能を果たさせる、しなりを生み出し、使いやすさを向上させるなどといった、機能向上のための工夫がされ、それらの工夫が宣伝されている実情があることが認められる。したがって、カットコームの背面部の貫通孔も、一般的には、機能向上のための工夫として認識されるのが通常であり、自他商品の識別標識としての特徴であると理解されるものではないといえる。</p> <p>また、このことは本願商標に係る貫通孔が設けられたカットコームについても同様であり、商品の紹介で強調されているのは機能面での工夫であって、貫通孔に自他商品識別標識としての機能があることは、何ら言及されていない。そうすると、これらの記述に接した需要者は、一般的には、上記貫通孔は、機能向上のための工夫として設けられているものと認識するのが通常であって、これを自他商品の識別標識と認識するとは考え難いところである。</p>	

7. 新しいタイプの商標の審査

3条2項

前項第3号から第5号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

■ 商標について

外観上厳密には一致しない場合でも、商標としての同一性を損なわないもの

■ 商品又は役務について

厳密には一致しない場合でも、取引の実情を考慮し商品・役務の同一性が損なわれないもの

■ 需要者の認識

何人かの出所表示として、その商品・役務の需要者の間で全国的に認識されているもの

■ 考慮事由（証拠方法）

- ・ 出願商標の構成及び態様
- ・ 商標の使用態様、使用数量（生産数、販売数等）、使用期間及び使用地域
- ・ 広告宣伝の方法、期間、地域及び規模
- ・ 出願人以外の者による出願商標と同一又は類似する標章の使用の有無及び使用状況
- ・ 商品・役務の性質その他の取引の実情
- ・ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

■ 出願商標を他の商標と組み合わせて使用している場合

出願商標部分のみで独立して識別力を有するに至っているかを判断

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 動き商標について

3条2項

(1) 本項の適用が認められる例

使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合

(例) 使用商標として動き商標がテレビCM全体の一部についてのみ使用されている動画が提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合

(2) 本項の適用が認められない例

- ① 使用商標が、出願商標と相違する場合(標章の相違、時間の経過に伴う標章の変化の状態の相違等)
- ② 使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれている場合であって、出願商標部分のみが、自他商品・役務の識別標識として認識されることはないとは認められる場合

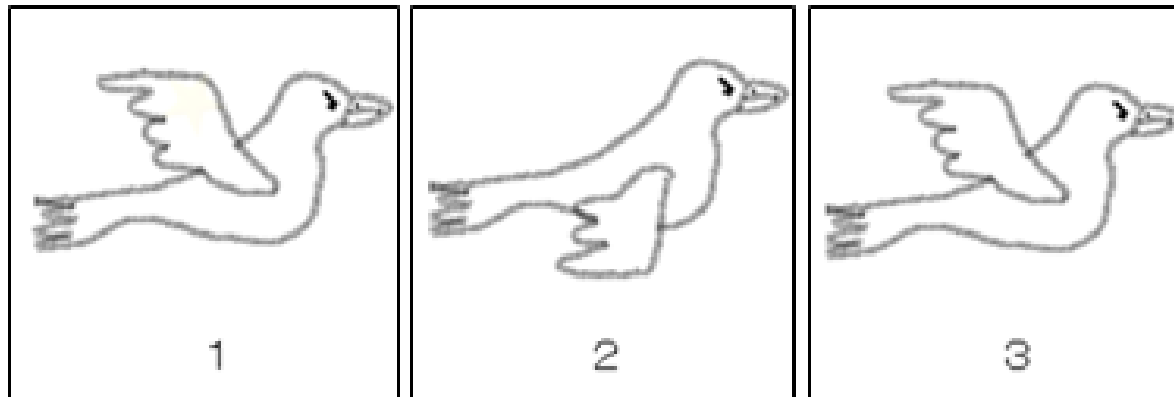
7. 新しいタイプの商標の審査

■ 動き商標について

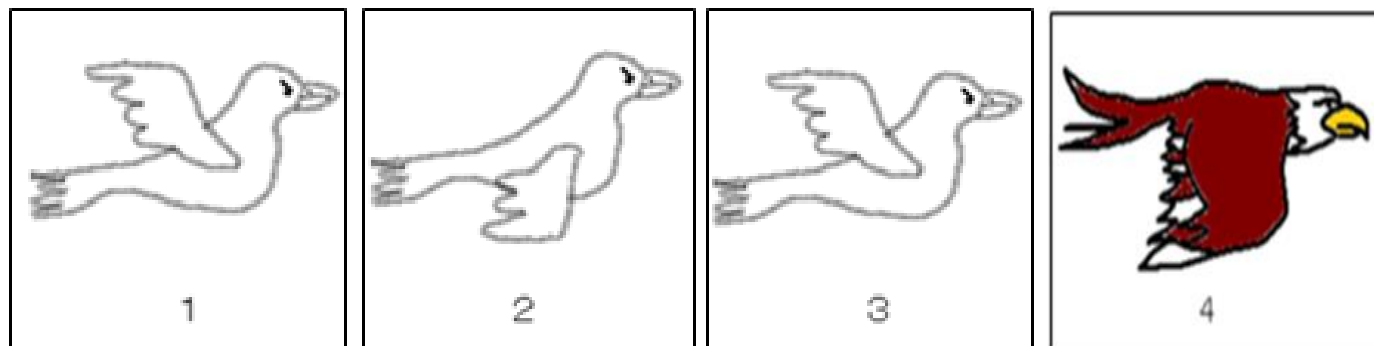
3条2項

(2) 本項の適用が認められない例

出願商標



使用商標



7. 新しいタイプの商標の審査

■ホログラム商標について

3条2項

(1) 本項の適用が認められる例

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合

(例) 使用商標としてホログラム商標が一部に付されたクレジットカードが提出されたが、出願商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合

(2) 本項の適用が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合(標章の相違、ホログラフィーその他の方法による標章の変化の状態(視覚効果)の相違等)

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 色彩のみからなる商標について

3条2項

(1) 本項の適用が認められる例

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合

(例) 使用商標として筆箱の全面が青色であり、その蓋に一つの小さな丸の図形が記載された証拠資料が提出されたが、出願商標と同一の色彩である青色が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品の識別標識として認識される場合

(2) 本項の適用が認められない例

- ① 使用商標と出願商標の色相(色合い)、彩度(色の鮮やかさ)や明度(色の明るさ)が全部又は一部異なる場合
- ② 色彩を組み合わせてなる出願商標と使用商標の配色の割合が異なる場合
- ③ 出願商標と使用商標の商品における色彩の位置が異なる場合

参考

▶ 審査便覧54.06/54.07

- ・ 色彩のみからなる商標における使用による識別力の獲得の証明に関する取扱い
- ・ 色彩のみからなる商標の出願における使用による識別力の立証方法（色彩の同一性の判断）について

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 音商標について

3条2項

(1) 同一の音商標であると需要者が認識する場合

出願商標が音商標であって、出願商標と使用商標が厳密には同一ではない場合であっても、同一の音商標であると需要者が認識し得るときには、出願商標と使用商標は同一のものと判断する

(2) 本項の適用が認められる例

出願商標が使用商標の一部に含まれている場合(使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれている場合)であって、出願商標が独立して自他商品・役務の識別標識として認識するものと認められるとき

(例) 出願商標が数秒のサウンドロゴであり、使用商標としてCM全体を収録した動画が提出されたが、当該サウンドロゴがCMの最後に流れることにより、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合

(3) 本項の適用が認められない例

- ① メロディーが同一であっても、リズム、テンポ又はハーモニーが異なることにより、商標全体から需要者の受ける印象が大きく異なる場合
- ② 出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がピアノやオーケストラで演奏されたものである場合等、音色や商標全体から受ける印象が大きく異なる場合
- ③ 使用商標として提出された資料において、出願商標の音以外の要素(文字、図形、他の音等)を含むことから出願商標の音が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されない場合

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 位置商標について

3条2項

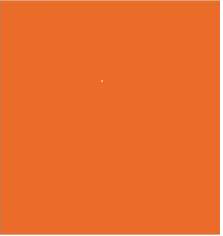
(1) 本項の適用が認められる例

使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。


(2) 本項の適用が認められない例

使用商標が、出願商標と相違する場合(標章の相違、標章の位置の相違)。

7. 新しいタイプの商標の審査

商 標	拒 絶	事件の見出し
 <p>指定商品：油圧ショベル</p>		<p>本願商標の色彩は、一定の認知度を有しているとしつつ、その使用・宣伝広告の態様から、独立した出所識別標識として周知されているとはいえず、また、色彩の自由な使用を不当に制限することを避けるべき公益的要請もあること等から、商標法3条2項により商標登録が認められるべきものとはいえないとされた事例 (令和2年6月23日 知財高裁 令和元年(行ケ)第10147号)</p>
要 約		
<p>原告の販売する油圧ショベルの多くやカタログには、本願商標の色彩のほか、原告の社名や著名商標である「HITACHI」又は「日立」の文字が付されており、本願商標が、単色でなく他の色彩と組み合わせて車体の一部にのみ使用されている商品も少なくない。油圧ショベルの用途とされる農機、林業用機械の分野において、車体色としてオレンジ色を採用する事業者が原告以外にも相当数存在していたのであるから、原告が、他者の使用を排除して、油圧ショベルについて本願商標の色彩を独占的に使用していたとまでは認められない。</p> <p>本願商標の色彩が、需要者において独立した出所識別標識として周知されているとまではないえず、本願商標は、色彩の自由な使用を不当に制限することを避けるべき公益的要請もあること等も総合すれば、本願商標は、使用をされた結果自他商品識別力を獲得し、商標法3条2項により商標登録が認められるべきものとはいえない。</p>		

7. 新しいタイプの商標の審査

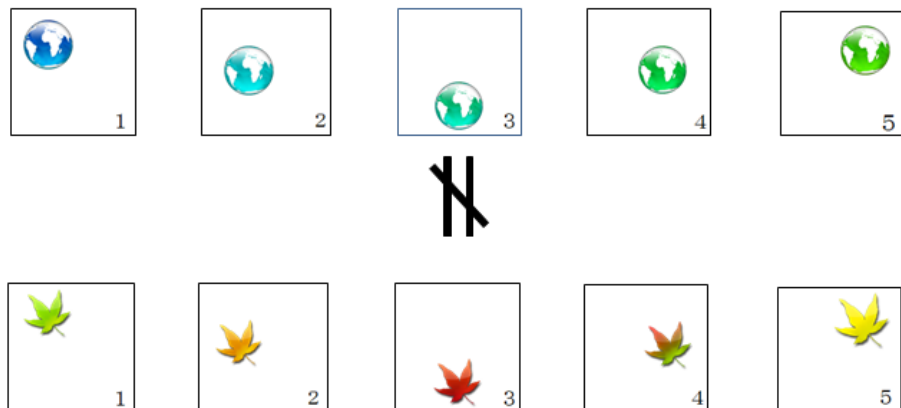
商 標	事件の見出し
 <p data-bbox="486 572 899 608">指定商品：焼き肉のたれ</p>	<p data-bbox="1021 225 1105 261">拒 絶</p> <p data-bbox="1105 268 2211 608">本願商標（位置商標）は、商品の包装の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるところ、本願商標使用商品の需要者に強い印象を与えるラベルに近接した位置に配置され、ラベル以外の出所を表示する標識としては認識されにくい状況があるとして、使用により自他商品識別力を獲得したとは認められないとされた事例 (令和2年12月15日 知財高裁 令和2年（行ケ）第10076号)</p>
要 約	
<p data-bbox="321 682 2193 875">立体的形状からなる位置商標が使用により自他商品識別力を獲得したといえるかどうかは、当該商標の形状、その使用期間及び使用地域、当該商標が付された商品の販売数量やその広告の期間及び規模並びに当該商標の形状に類似した形状を有する他の商品の存否などの事情を総合考慮して判断すべきである。</p> <p data-bbox="321 896 2193 1139">本願商標使用商品の態様に照らして、本願商標使用商品において、自他商品識別機能を果たしているのはラベルであり、本願商標を構成する立体的形状が出所を識別させる標識として認識されとは認められないことからすると、本願商標使用商品の販売実績が相当に及んでいても、それによって、本願商標を構成する立体的形状が出所を識別させる標識として認識されているものとは認められない。</p> <p data-bbox="321 1160 2193 1303">本願商標を構成する立体的形状は本願商標使用商品において使用され、本願商標使用商品は相当数販売され、その宣伝広告も行われてきたが、商標法3条2項に規定する要件を具備しているとは認められない。</p>	

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 動き商標の類否について

4条1項11号

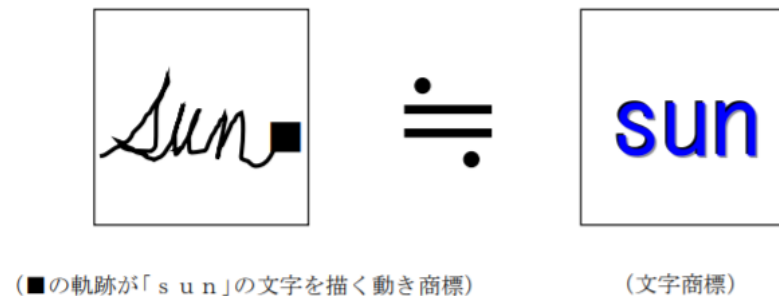
(例) 原則として、類似しない場合



(例) 原則として、類似する場合



(■の軌跡が「sun」の文字を描く動き商標) (▲の軌跡が「sun」の文字を描く動き商標)



(■の軌跡が「sun」の文字を描く動き商標)

(文字商標)



(自動車の軌跡が「sun」の文字を描く動き商標)

(自動車の図形商標)

(文字商標)

7. 新しいタイプの商標の審査

■ ホログラム商標の類否について

4条1項11号

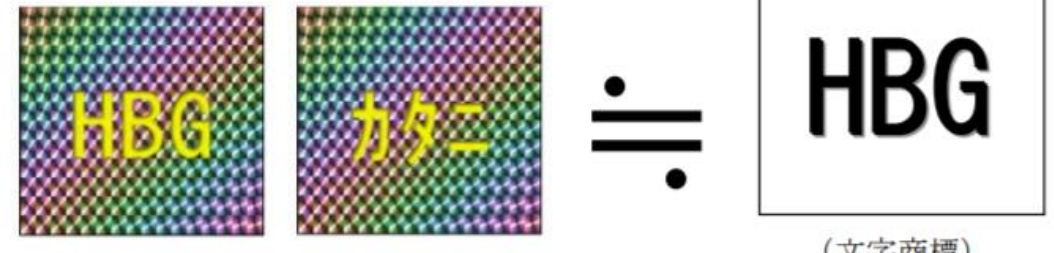
(例) 原則として、類似しない場合



(見る角度によって文字が異なるホログラム商標)

(文字商標)

(例) 原則として、類似する場合



(見る角度によって文字が異なるホログラム商標)

(文字商標)

カタニ

(文字商標)

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 色のみからなる商標の類否について

4条1項11号

(例) 原則として、類似しない場合



(色彩を組み合わせてなる商標)



(単色の商標)

(例) 原則として、類似する場合



(図形商標)



(色彩を組み合わせてなる登録商標)



(単色の商標)



(文字商標)

7. 新しいタイプの商標の審査

■ 音商標の類否について

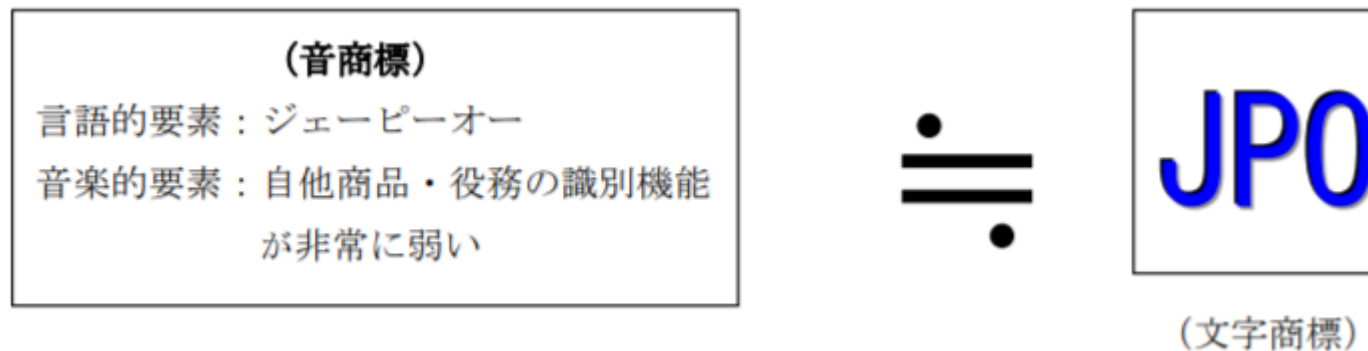
4条1項11号

(例) 言語的要素が非類似、音楽的要素が同一の音商標で原則として、類似しない場合)



※ 両商標の音楽的要素は同一のものであるとする。

(例) 原則として、類似する場合



7. 新しいタイプの商標の審査

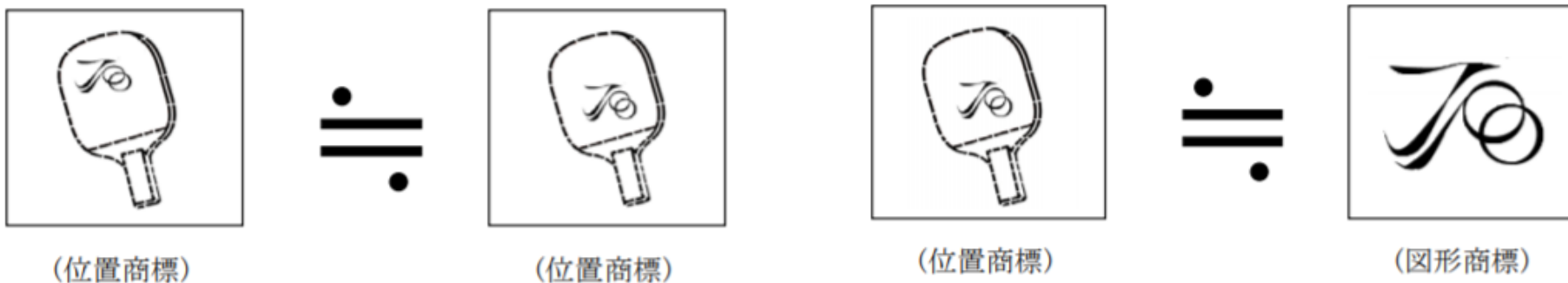
■ 位置商標の類否について

4条1項11号

(例) 標章に自他商品・役務の識別機能が認められない場合において、原則として、類似する場合
(指定商品第28類「動物のぬいぐるみ」)



(例) 標章に自他商品・役務の識別機能が認められる場合において、原則として、類似する場合
(指定商品第28類「卓球のラケット」)



1 商標審査基準の位置づけ

2 商標の登録要件に関する審査

3 商標の不登録事由に関する審査

4 登録の可否についての判断時期

5 商標法 3 条の趣旨に反する場合の審査

6 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

7 新しいタイプの商標の審査

8 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

9 商標審査基準 [改訂第 1 6 版] の主な改訂事項

(1) コンセント制度の導入

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

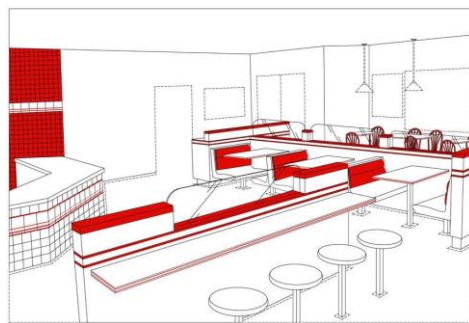
8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

- 近年、企業が店舗の外観・内装に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う例が増えており、不正競争防止法において、店舗の外観・内装の保護を認める裁判所の判断もなされている
- 意匠法においては、法改正により、店舗の外観・内装を含む建築物の空間デザインが保護対象として追加された
- 商標法においても、商品・役務の出所を表示するものとして識別力を有する店舗の外観・内装を、より適切に保護し、企業のブランディング活動を支援するため、立体商標の出願方法及び審査運用の見直しを行った
- **令和2年4月1日以降**になされた出願に適用される

店舗の外観・内装の例



日本登録商標
【登録番号】 5 8 5 1 6 3 2
【立体商標】
【商標権者】 株式会社コメダ
【第43類】 飲食物の提供



米国登録商標
【登録番号】 4839216
【出願人】 In-N-Out Burgers
【商標の詳細な説明】
赤色、白色、銀色はこの標章の特徴として権利主張されている。この標章は、レストランのインテリアを表現する立体形状のトレードドレスから成っている。インテリアには赤い縞模様の横線を有する白色の分断壁も含まれる。...

見直しの内容

① 商標の出願方法の見直し（省令改正）

	立体商標	立体商標
標章を特定するための破線等の記載（商標記載欄）	×	○
商標の詳細な説明	×	○

② 運用の整理（審査基準改訂第15版）

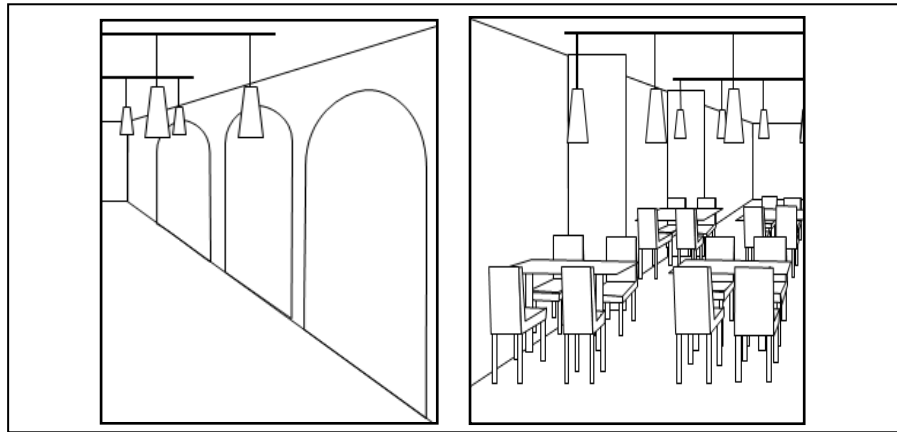
- 店舗の外観・内装にかかる立体商標及び商標の詳細な説明の記載例の追記
- 商標の特定及び識別力に関する判断の追記 等

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

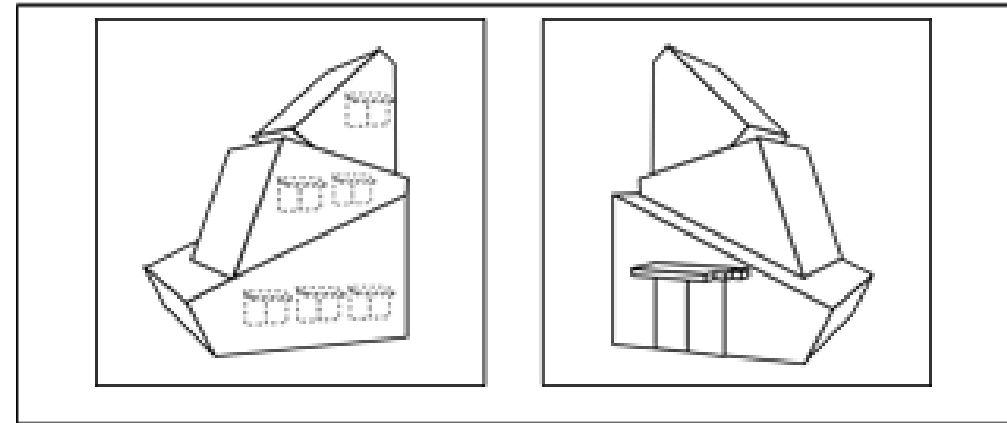
3条1項柱書

願書に記載した商標が複数の図により記載されている場合

立体商標と認められない例



立体商標と認められる例



⇒立体商標について商標記載欄に複数の図又は写真の記載がある場合、各図の示す標章が合致しない場合、第3条第1項柱書の要件を満たさない。

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

3条1項柱書 実線・破線等の描き分けにより記載されている場合

■商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描くこと等（以下「実線・破線等の描き分け」という）により記載されている場合

【立体商標と認められない例】

- ・実線・破線等の描き分けがあるが、商標の詳細な説明の記載がない場合
- ・実線・破線等の描き分けがあり、商標の詳細な説明の記載があるが、商標を構成しない部分（破線等）の説明がない場合

⇒実線・破線等の描き分けがある場合には、描き分けた線等につきその内容を「商標の詳細な説明」に記載することとし、「商標の詳細な説明」の記載がない場合、又は商標記載欄の記載及び「商標の詳細な説明」の記載から立体商標の構成及び態様を特定できない場合には、第3条第1項柱書の要件を満たさない

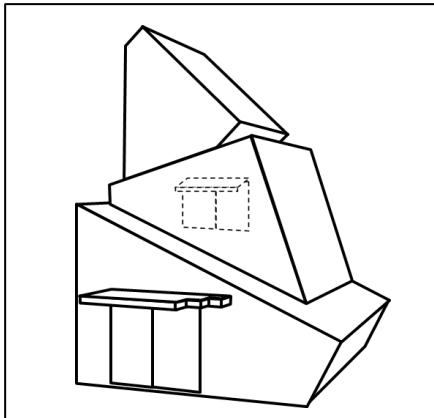
8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

3条1項柱書

実線・破線等の描き分けにより記載されている場合

【3条1項柱書の要件を満たすと判断される事例】

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品（指定役務）】 飲食物の提供

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

3条1項柱書 実線・破線等の描き分けにより記載されている場合

- ・商標記載欄の記載が実線・破線等で構成されているが、その破線部分が商標を構成しない部分として描かれたのか、模様のように商標を構成する一部分として描かれたのか、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明の記載から**判断できない場合**には、第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする

【3条1項柱書の要件を満たさないと判断される例】



※上記の図について、破線が商標を構成する一部分である場合には、商標の詳細な説明において、例えば、次のような記載をすることが考えられる

<商標の詳細な説明の記載例>

商標登録を受けようとする商標は、立体商標であり、円柱形に破線で示した「JPO」の文字を付した立体的形状からなる

参考

審査便覧49.01

立体商標の願書への記載について

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

3条1項柱書 立体商標の端が商標記載欄の枠により切れている場合

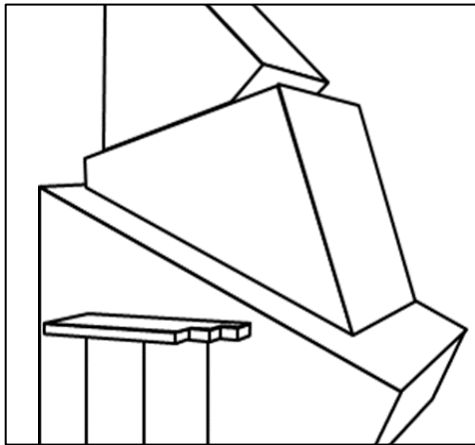
- ・ 立体商標について、それを構成する立体的形状の全体の輪郭を商標記載欄に表示することが可能であるにもかかわらず、その全体を表示していない場合には、立体商標としての構成及び態様が具体的に特定されておらず、第3条第1項柱書の要件を満たしていないと判断する
 - ・ 内装のように**立体的形状の内部の構成を表示**した立体商標であって、商標記載欄の枠により立体商標の**端が切れることがやむを得ない**場合は、商標記載欄に記載された範囲で立体商標としての構成及び態様が特定されていると判断する
- ⇒**商標の詳細な説明を記載**し、同記載において、商標が、立体的形状の**内部の構成を表示した立体商標である旨を明らかにする**ものとする

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

3条1項柱書 立体商標の端が商標記載欄の枠により切れている場合

【立体商標と認められない事例】

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観の一部を表したものである。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品（指定役務）】 飲食物の提供

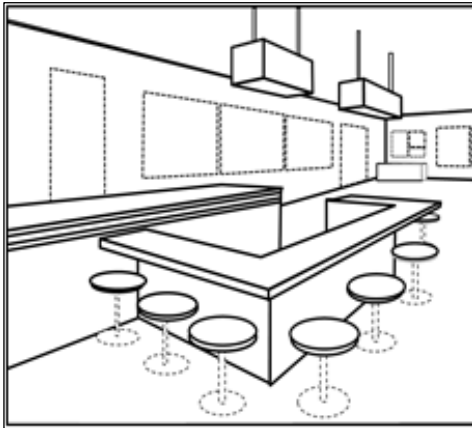
8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

3条1項柱書

立体商標の端が商標記載欄の枠により切れている場合

【立体商標と認められる事例】

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

この商標登録出願に係る商標（以下「商標という。」）は、店舗の内部の構成を表示した立体商標であり、照明器具、コの字型のカウンター、椅子の座面及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む店舗の内装の立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の内装の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品(指定役務)】 飲食物の提供

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

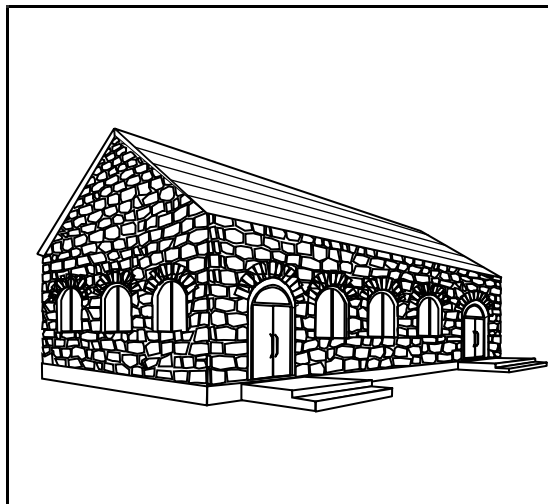
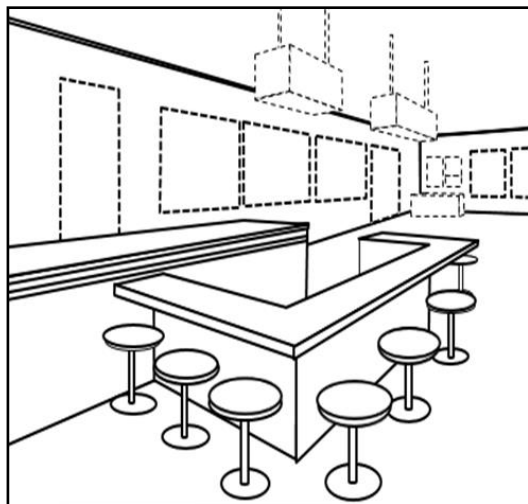
3条1項柱書 外観・内装双方を含む構成からなる立体商標の場合

店舗等の外観を表示した図又は写真に、内装が含まれる場合について、商標記載欄の記載及び商標の詳細な説明の記載から、一つの立体商標を構成するものと認められる場合には、第3条第1項柱書の要件を満たす

【第3条第1項柱書の要件を満たさない事例】

店舗の外観に係る立体的形状と内装に係る立体的形状を、別の図で記載した例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】
【商標の詳細な説明】 (略)

※実際の願書の様式においては、商標の詳細な説明等は「商標登録を受けようとする商標」の下に記載してください。

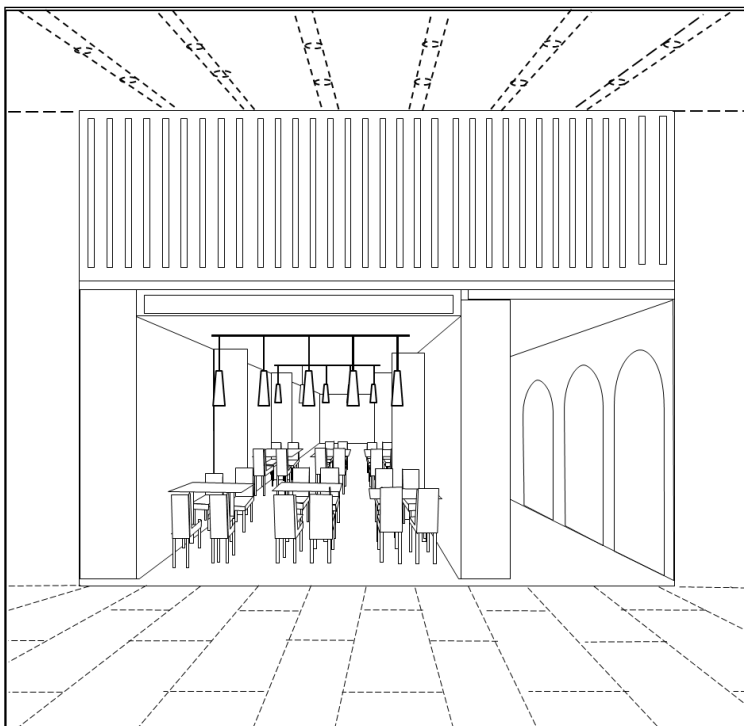
8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

3条1項柱書 外観・内装双方を含む構成からなる立体商標の場合

【第3条第1項柱書の要件を満たす事例】

店舗の外観を表示した図に、内装が含まれており、商標記載欄の記載及び商標の詳細な説明の記載から、一つの立体商標を構成するものと認められる例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、立体商標であり、縦線模様の装飾を含む店舗の外観、並びにテーブル、椅子、ペンダント照明及びアーチ状の壁面装飾を含む内装を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗を設置する建物の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品(指定役務)】 飲食物の提供

※実際の願書の様式においては、商標の詳細な説明等は「商標登録を受けようとする商標」の下に記載してください。

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

3条1項3号

商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」について

■ 以下のような場合には、商標が、商品等の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないと判断する

- ・ 立体的形状が、**商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合**
- ・ 立体的形状が、需要者において、**機能又は美感上の理由による形状の変更又は装飾等と予測し得る範囲のもの**と認められる場合

■ 商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」について

- ・ 建築、不動産等^等の建築物を取り扱う役務を指定役務とする場合に、商標が立体商標であり、その形状が建築物の形状**（内装の形状を含む）**そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものと判断する

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

3条1項6号

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

■ 店舗、事務所、事業所及び施設の形状からなる商標について

- 立体商標について、商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗等（建築物に該当しないものを含む。例えば、移動販売車両、観光車両、旅客機、客船）の形状（内装の形状を含む。以下同じ。）にすぎないと認識される場合（第3条第1項第3号に該当するものを除く。）は、第3条第1項第6号に該当すると判断する。
- 商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗等の形状にすぎないと認識されるかを判断するに当たっては、第3条第1項第3号）4. (1)(ア)及び(イ)の基準を準用。

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

3条2項

前項第3号から第5号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる

■適用が認められる例

- ・使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合

■適用が認められない例

- ・使用商標が、出願商標と相違する場合（標章の相違）

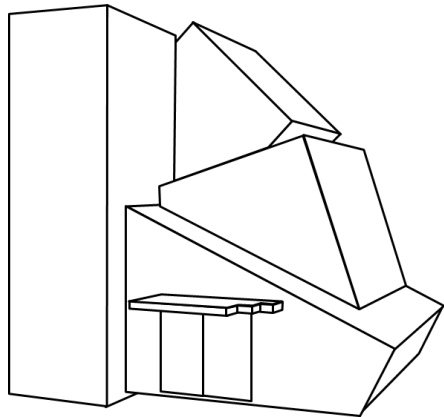
(注) 商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた出願商標と使用商標との同一性の判断において、標章の位置を特定するために出願商標に係るその他の部分を考慮する位置商標と異なり、立体商標については、出願商標に係る「その他の部分」は考慮しない

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

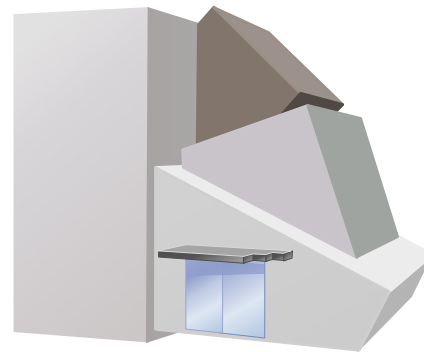
3条2項

店舗等の形状を表す立体商標に係る3条2項の適用

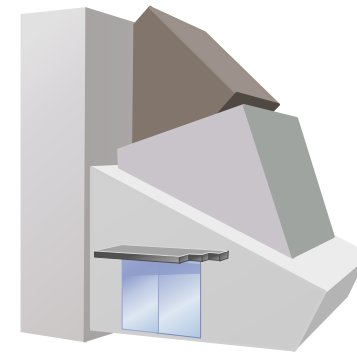
■適用が認められる例



出願商標



使用商標 1



使用商標 2

⇒使用商標 1 及び 2 に係る建物左側部分の直方体の幅が、出願商標のそれと異なっているが、差異の程度は大きくなく、かつ、右側部分の複数の多面体からなる特徴的部分が同一であることから、商標としての同一性は損なわれていないと判断

参考

審査便覧49.02

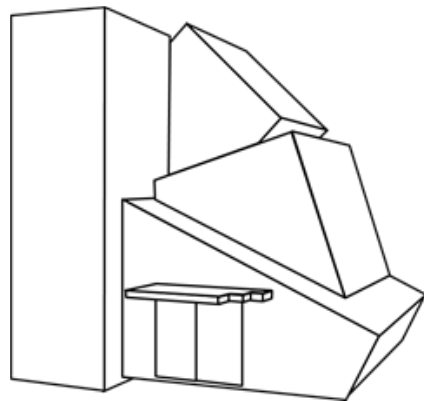
立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

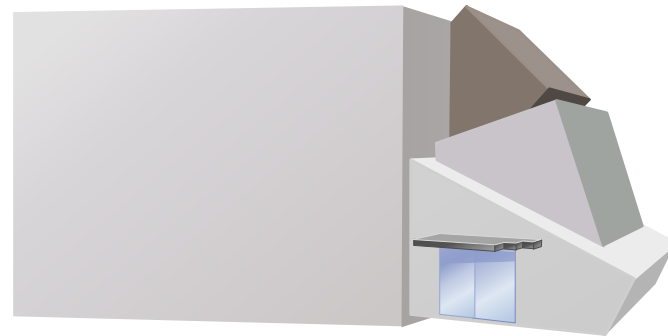
3条2項

店舗等の形状を表す立体商標に係る3条2項の適用

■適用が認められない例



出願商標



使用商標

⇒建物左側部分の直方体の幅が大きく異なっており、出願商標と使用商標との差異の程度が大きく、商標としての同一性が損なわれていると判断

参考

審査便覧49.02

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

4条1項11号

当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（6条1項（68条1項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの。

■ 立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性を考慮し、次のように判断するものとする

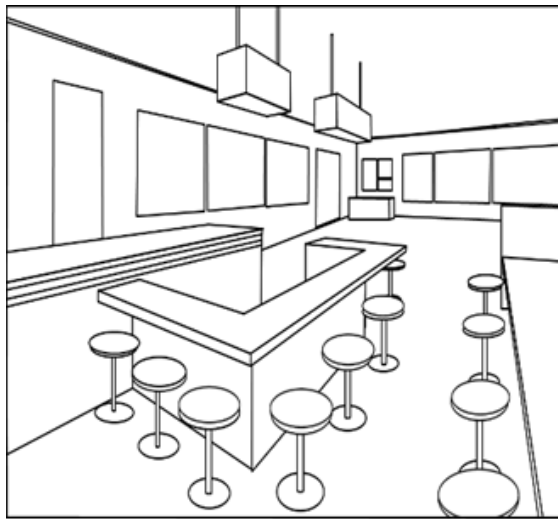
- ・ 原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標(近似する場合を含む。)と外観において類似する
- ・ 特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標(近似する場合を含む。)は、原則として、外観において類似する
- ・ 立体商標と位置商標との類否の判断は、10.(2)(イ)を準用する

■ 商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた立体商標の類否の判断は、当該その他の部分を除いて、商標全体として考察しなければならない

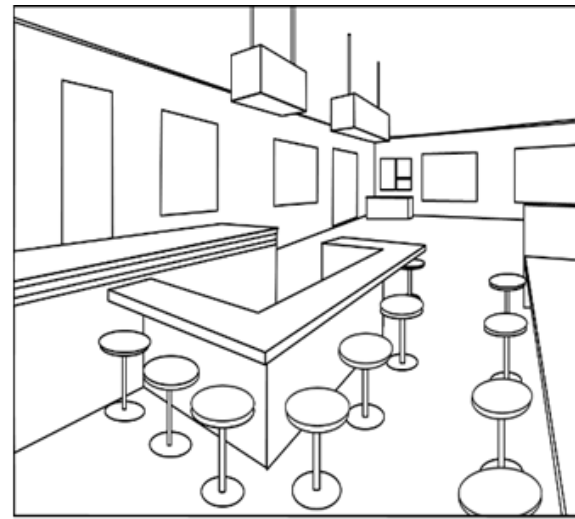
8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

4条1項11号

- 店舗等の内装に関する類否判断の例
- ・類似と判断される例



出願商標



登録商標

⇒窓の数や形状に差異があるが、外観上受ける印象を異にするとは認められず、類似と判断

参考

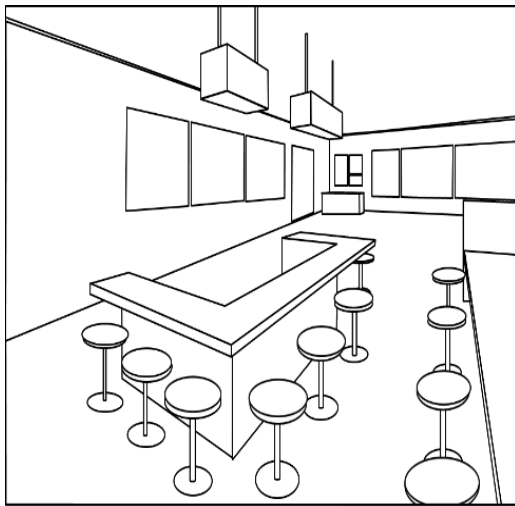
審査便覧49.03

店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る立体商標の類否判断について

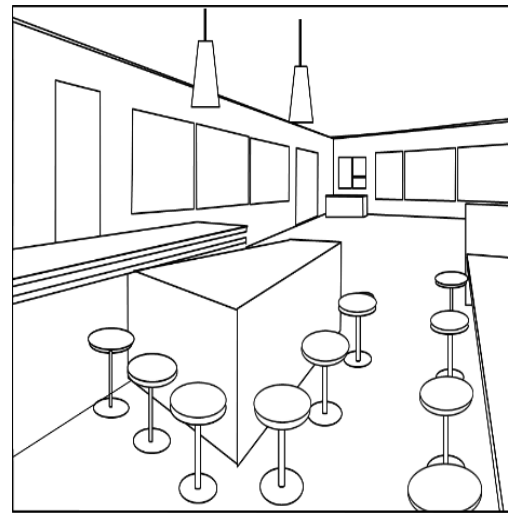
8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

4条1項11号

- 店舗等の内装に関する類否判断の例
- ・非類似と判断される例



出願商標



登録商標

⇒中央部分のテーブルの形状、照明器具の形状、料理等の提供台及び扉の有無の点で大きく相違しており、外観上受ける印象が異なることから、非類似と判断

参考

審査便覧49.03

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

4条1項15号

他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標
(第10号から前号までに掲げるものを除く。)

■建築物等の形状を表示する立体商標について

- ・建築物の形状（**内装の形状を含む。以下同じ。**）が当該出願前から他人の建築物の形状に係るものとして我が国の需要者の間に広く認識されているときは、本号に該当するものとする。
- ・建築物に該当しない店舗、事務所、事業所及び施設の形状（**内装の形状を含む。**）についても、上記と同様に取り扱う。

(建築物に該当しない店舗、事務所、事業所及び施設の例)

移動販売車両、観光車両、旅客機、客船

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

5条5項

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

商標記載欄と「商標の詳細な説明」との不一致の場合

【立体商標を特定するものと認められない例】

- ・ 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合(願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合を含む。)。
- ・ 願書に記載した商標が、標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた立体商標である場合に、商標の詳細な説明に当該その他の部分の記載がされていない場合。

⇒商標の内容を特定するものと認められない場合には、第5条第5項の要件を満たさない。

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

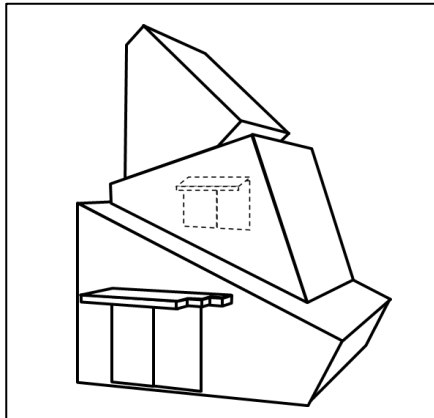
5条5項

実線・破線等の描き分けと「商標の詳細な説明」の記載の場合

【特定するものと認められる事例】（例1）

立体商標を構成する標章についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品（指定役務）】 飲食物の提供

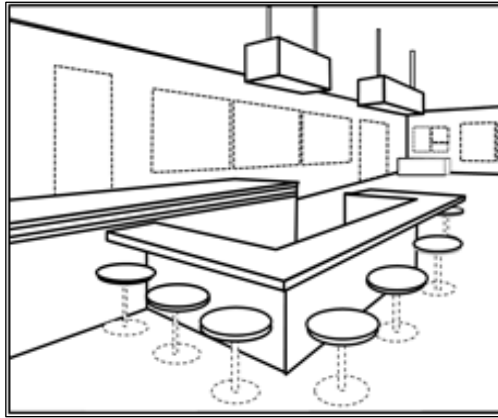
8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

5条5項

実線・破線等の描き分けと「商標の詳細な説明」の記載の場合

【特定するものと認められる事例】（例2）

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

この商標登録出願に係る商標（以下「商標という。」）は、店舗の内部の構成を表示した立体商標であり、照明器具、コの字型のカウンター、椅子の座面及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む店舗の内装の立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の内装の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

【指定商品(指定役務)】 飲食物の提供

8 . 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

16条の2

要旨の変更について

- 願書に記載した立体商標の補正
原則として、**要旨の変更となる**
- 商標の詳細な説明の補正

原則として、要旨の変更とならない場合

(例)

- ・ 願書に記載した商標に記載されているが、商標の詳細な説明には記載されていない標章を、商標の詳細な説明に追加する補正
- ・ 願書に記載した商標に記載されている標章と、「商標の詳細な説明」に記載されている標章が異なっている場合に、商標の詳細な説明に記載されている標章の記載を、願書に記載した商標に記載されている標章に変更する補正

1 商標審査基準の位置づけ

2 商標の登録要件に関する審査

3 商標の不登録事由に関する審査

4 登録の可否についての判断時期

5 商標法 3 条の趣旨に反する場合の審査

6 補正、補正の却下、補正却下後の新出願

7 新しいタイプの商標の審査

8 店舗の外観・内装等に係る立体商標の審査

9 商標審査基準 [改訂第 1 6 版] の主な改訂事項

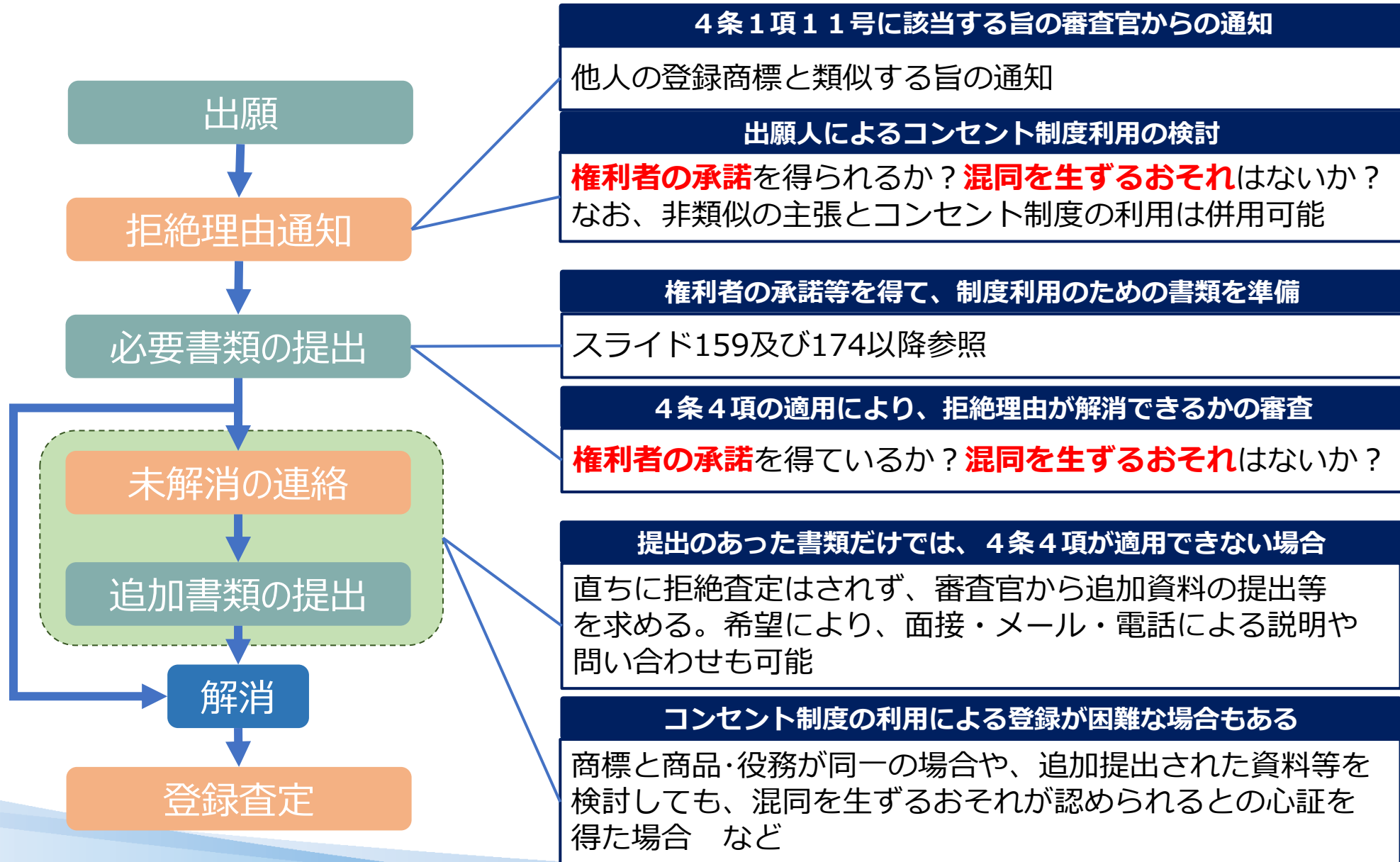
(1) コンセント制度の導入

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

(1) コンセント制度の導入について

- 商標法上、他人の先行登録商標と同一又は類似の後行商標は登録することができない（第4条第1項第1号）が、**コンセント制度は、先行登録商標の権利者の同意（コンセント）を基に、後行の商標の併存登録を認めるもの。**
- 諸外国・地域においては既に同制度が導入されていたが、需要者が商品等の出所を混同するおそれを排除できない等の理由から、導入が見送られてきた。
しかし、中小・スタートアップ企業の新規事業でのブランド選択の幅を広げる観点や国際調和の観点から同制度を整備することとした。
- このため、**権利者の承諾**に加え、**出所混同が生じないと認められる場合には併存登録を認める**、いわゆる「留保型コンセント制度」を導入するとともに、**事後的な混同防止措置として、混同防止表示請求や不正使用取消審判請求**について手当。

(1) コンセント制度の導入について



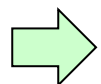
(1) コンセント制度の導入について

4条4項

第1項第11号に該当する商標であっても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の**他人の承諾**を得ており、**かつ**、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で**混同を生ずるおそれがないもの**については、**同号の規定は、適用しない。**

■本項の適用について

類否判断における総合的観察により、指定商品又は指定役務における一般的・恒常的な取引の実情を考慮して類似と判断された商標であっても、引用商標権者の承諾があり、かつ、引用商標と出願商標（以下「両商標」という。）に関する具体的な事情を考慮した結果、出所混同のおそれが生じないといえるものについては、本項を適用するものとする。



4条4項の適用

:

商標権者の承諾

かつ

出所混同のおそれが生じない

■「他人の承諾」について

「他人の承諾」は、商標登録出願に係る商標の登録について承諾する旨の引用商標権者の意思表示であって、査定時においてあることを要する。



引用商標権者



専用使用権者



通常使用権者

(1) コンセント制度の導入について

■ 他人の承諾を得ていることが確認できる資料（承諾書）

4条4項の主張に関して提出される承諾書には、

- (1) 引用商標権者であることを**特定する記載**、及び、
- (2) 出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを**承諾する旨**の記載、を行うものとする。

(1) 引用商標権者であることを**特定する記載**について

- ①引用商標権者の**氏名又は名称、住所又は居所**
- ②引用商標の**登録番号**

(2) 出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを**承諾する旨**の記載について

- ①商標登録出願の**番号**
- ②**指定商品**又は**指定役務**並びに商品及び役務の**区分**
- ③**当該商標登録出願について、出願人が商標登録を受けることを承諾する旨**

※②は、4条1項11号の判断において

引用商標の指定商品又は指定役務と同一又は類似の関係とされた、**指定商品又は指定役務の全て**について記載されなければならない

参考

審査便覧40.400.02

商標法第4条第4項の主張に係る資料の取扱い

(1) コンセント制度の導入について

■ 承諾書の例

承諾書

令和 年 月 日

(1) **引用商標権者**であることを**特定する記載**

- ①引用商標権者の**氏名又は名称、住所又は居所**
- ②引用商標の**登録番号**

住所又は居所
氏名又は名称等
(法人にあっては代表者等の役職・氏名)

私、登録第×××号の権利者である「〇〇」は、「△△（出願人の氏名又は名称）」が、下記の商標登録出願について、商標登録を受けることを承諾いたします。

記

- 1. 商標登録出願の番号
- 2. 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第●類

第▲類

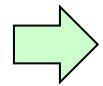
(2) **承諾する旨**の記載

- ①**商標登録出願の番号**
- ②**指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分**
- ③**当該商標登録出願について、出願人が商標登録を受けることを承諾する旨**

(1) コンセント制度の導入について

■ 「**混同を生ずるおそれがない**」ことが求められる**時点・期間**

「混同を生ずるおそれがない」に該当するためには、**査定時**を基準として、査定時現在のみならず、**将来にわたっても**混同を生ずるおそれがないと判断できることを要する。



出所混同を生ずるおそれがない

:

査定時

かつ

将来にわたって

■ 考慮事由

「**混同を生ずるおそれがない**」に該当するか否かは、例えば、**下記の①から⑧**のような、**両商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して判断する。**

- ① 両商標の**類似性の程度**
- ② 商標の**周知度**
- ③ 商標が**造語**よりなるものであるか、又は**構成上顕著な特徴**を有するものであるか
- ④ 商標が**ハウスマーク**であるか
- ⑤ 企業における**多角経営の可能性**
- ⑥ **商品間、役務間又は商品と役務間の関連性**
- ⑦ 商品等の**需要者の共通性**
- ⑧ **商標の使用態様その他取引の実情**

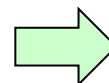
(1) コンセント制度の導入について

- 「混同を生ずるおそれがない」について
なお、引用商標と**同一の商標**（縮尺のみ異なるものを含む。）であって、**同一の指定商品又は指定役務**について使用するものは、原則として**混同を生ずるおそれが高い**ものと判断する。

商標が**同一**

かつ

指定商品又は指定役務が**同一**



原則として
混同を生ずるおそれが高い
と判断

同一の表示
(概念的に含まれている
ものを除く)

参考

審査便覧40.400.01

先願に係る他人の登録商標の例外に関する
審査の具体的な取扱い

(1) コンセント制度の導入について

■ 「混同を生ずるおそれがない」について

「⑧**商標の使用態様その他取引の実情**」としては、**例えば、次のような事項**が考えられる。
出願人から具体的な商標の使用態様その他取引の実情を明らかにする証拠の提出がある場合は、その内容を考慮する。

a. 使用する商標の構成

(例)

- ・ 結合商標の構成要素である図形と文字を**常に同じ位置関係**で使用していること
- ・ **常に特定の色や書体**を使用していること

b. 商標の使用方法

(例)

- ・ 商品の包装の**特定の位置にのみ**使用していること
- ・ **常に社名・社章等の他の標章を併用**していること
- ・ **常に打消し表示**（特定の他者の業務に係る商品等であることを否定する表示）を付加していること

(1) コンセント制度の導入について

■ 「混同を生ずるおそれがない」について

「⑧**商標の使用態様その他取引の実情**」としては、例えば、次のような事項が考えられる。出願人から具体的な商標の使用態様その他取引の実情を明らかにする証拠の提出がある場合は、その内容を考慮する。

c. 使用する商品等

- (例) ・一方は引用商標を指定商品「コンピュータプログラム」の中で商品「**ゲーム用コンピュータプログラム**」にのみ使用し、他方は出願商標を商品「**医療用コンピュータプログラム**」にのみ使用していること
- ・一方は一定金額以上の高価格帯の商品にのみ使用し、他方は一定金額以下の低価格帯の商品にのみ使用していること

d. 販売・提供方法

- (例) 一方は小売店等で**不特定多数**に販売し、他方は個別営業による**受注生産のみ**を行っていること

e. 販売・提供の時季

- (例) 一方は**春季のみ**販売し、他方は**秋季のみ**販売していること

f. 販売・提供地域

- (例) 一方は**北海道**の店舗で**のみ**販売し、他方は**沖縄県**の店舗で**のみ**販売していること

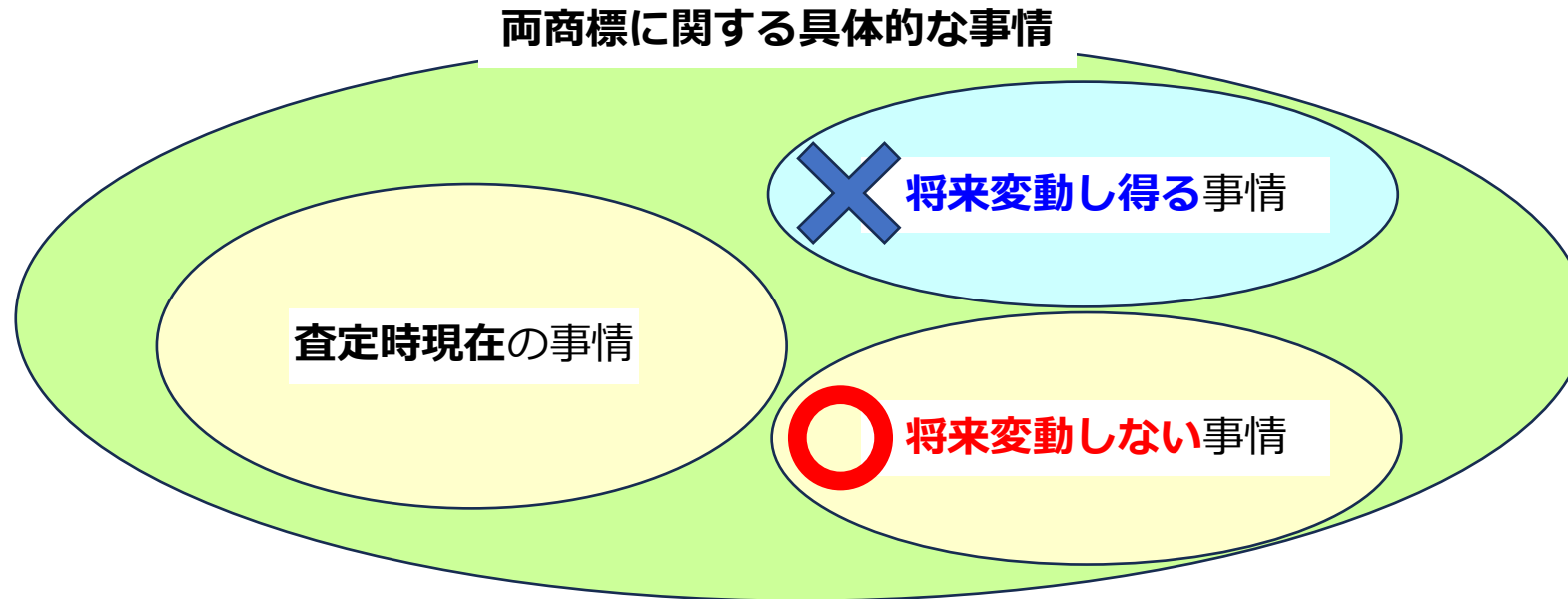
g. 混同を防止するために当事者間でとることとされた措置

- (例) 両商標に混同を生ずるおそれを認めるときは、相手方にその旨を通知し、協議の上、**混同の防止又は解消のための措置**をとること

(1) コンセント制度の導入について

■ 将来の混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮できる事情

「混同を生ずるおそれがない」の判断の際に考慮される両商標に関する具体的な事情には、**査定後に変動することが予想されるものが含まれる**ところ、**査定後に変動し得る事情**に基づいて併存登録された場合、それら商標の使用によって、将来両商標の間に混同を生ずるおそれが否定できない。そのため、将来の混同のおそれを否定する方向に考慮することができる事情は、**上記事情のうち、将来にわたって変動しないと認められる事情**とする。



(1) コンセント制度の導入について

■ 将来の混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮できる事情

そのため、将来の混同のおそれを否定する方向に考慮することができる事情は、**両商標に関する具体的な事情のうち、将来にわたって変動しないと認められる事情**とする。

例えば、下記のような場合は、その内容を考慮する。

【将来の混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮できる事情の例】

① 将来にわたって変更しないことが**合意**されている場合

→ 両商標に関する**具体的な事情**を**将来にわたって変更しない旨の当事者間における合意**がある場合

② 将来にわたって変動しないことが**証拠から認められる**場合

→ 当事者の業務の性質からして**領域の異なる事業に進出する可能性がない等の事情が存在する等**
現在及び将来にわたって事情が変動しないことが提出された**証拠**から客観的な事実として認められる場合

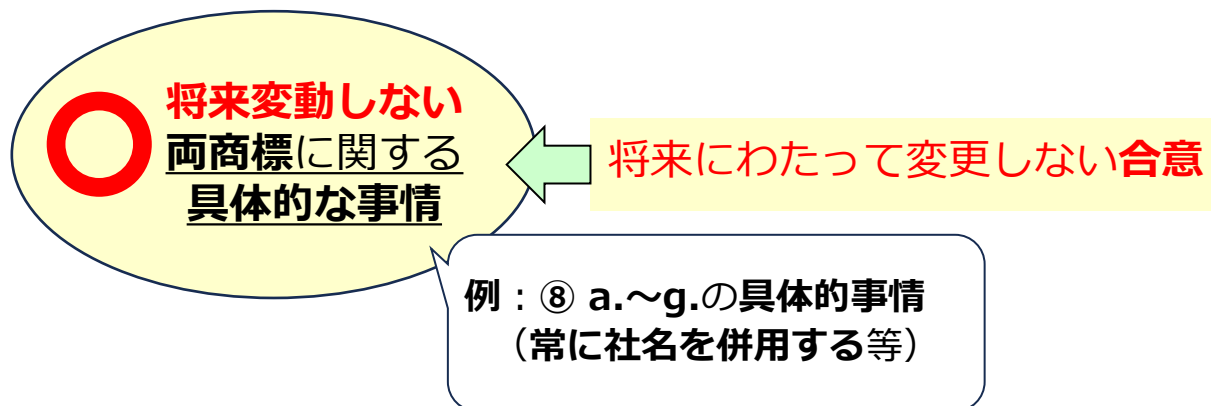
(1) コンセント制度の導入について

【将来の混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮できる事情の例】

① 将来にわたって変更しないことが合意されている場合

出願人から、**両商標に関する具体的な事情**を将来にわたって変更しない旨の**当事者間における合意**
(例えば、常に社名を併用すること等、⑧ a. から g. に掲げるような**具体的な事情**を変更しない旨の**合意**)
又は**その要約**が**記載された書類**が提出された場合。

両商標に関する具体的な事情



当事者間における合意

又は

その要約

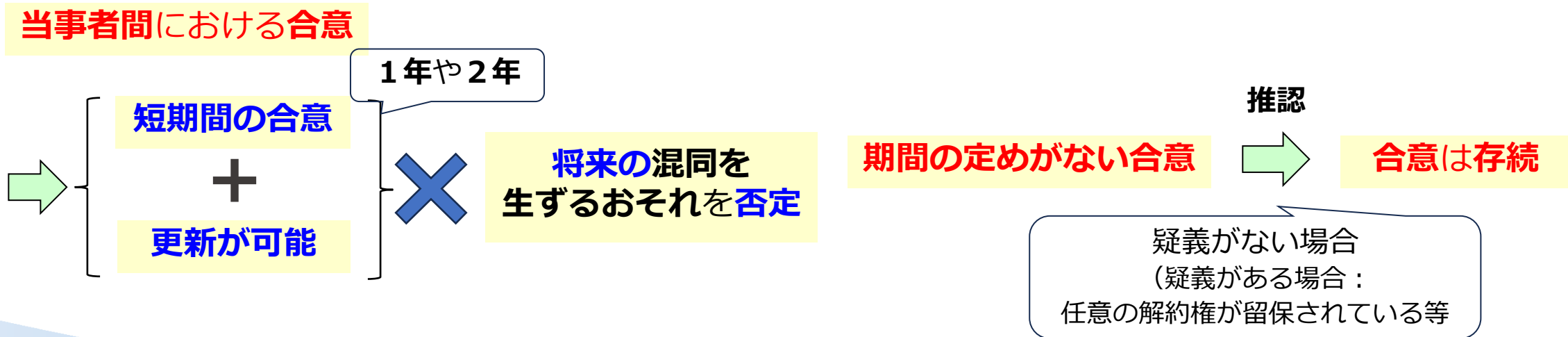
が記載された書類の内容を考慮

(1) コンセント制度の導入について

■ 当事者間における合意の期間

基本的に両商標の登録が存続している間は、混同を生ずるおそれがないことが維持される必要があるため、**1年**や**2年**といった**短期間の合意**である場合は、原則として**将来にわたって混同を生ずるおそれがないとはいえないものとする**。また、そのような短期間の合意である場合、上記の合意内容を**更新**することが**可能**であるとしても、その保証がないため**同様とする**。

なお、**期間の定めがない合意**については、任意の解約権が留保されている等、将来にわたって変動しないと認められる事情であることに疑義がある場合でない限り、両商標の登録が存続している間は、当該**合意が存続**していくものと**推認**する。



(1) コンセント制度の導入について

■ 将来の混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮できる事情の例

② 将来にわたって変動しないことが証拠から認められる場合

上記の合意に基づく場合のほか、両商標に関する具体的な事情が、提出された**証拠等**により、**将来にわたって変動しないと認められる合理的な理由**がある場合とは、例えば、**両商標とも長年にわたって特定の商品のみで使用されてきた事実**がある、**当事者の業務の性質**からして**領域の異なる事業に進出する可能性がない**等の事情が存在することによって、**現在において混同が生じておらず、かつ、当該具体的な事情が変動する可能性が低い**ため、**混同が生じていない状態が将来にわたっても継続する**であろうことが**客観的な事実**から確認できる場合をいう。

■ 混同を生ずるおそれが認められる場合

混同を生ずるおそれが認められるとの心証を得た場合には、その商標登録出願は、4条1項11号の規定に基づき**拒絶するものとする**。

なお、そのような場合であっても、**原則として、直ちに拒絶をすることなく**、出願人に対して明確にすべき内容や追加すべき事項等を通知し、**追加資料の提出を求める**こととする。
合意の要約書類では具体的な記載がないことから判断できない場合には、要約されていない合意書又は契約書等の提出を求める場合がある

(1) コンセント制度の導入について

■「混同を生ずるおそれがない」ことを明らかにする資料

出願人は、「混同を生ずるおそれがない」ことを明らかにするため、例えば、以下の資料を提出することができる。

- (1) **査定時現在**における「混同を生ずるおそれがない」ことに関する資料
- (2) **将来**における「混同を生ずるおそれがない」ことに関する資料

なお、引用商標に専用使用権又は通常使用権が設定されている場合に本項が適用されるためには、引用商標権者だけでなく、**専用使用権者**又は**通常使用権者**との間においても**混同を生ずるおそれがないこと**を**要する**。そのため、専用使用権又は通常使用権が設定されているにもかかわらず、引用商標権者に関する引用商標の使用態様や合意等に関する資料のみが提出された場合、専用使用権者等との関係においても混同を生ずるおそれがないことの追加資料等の提出を求めることとする。

※以下、「引用商標権者」及び「専用使用権者又は通常使用権者」を合わせて、「**引用商標権者等**」という。

(1) コンセント制度の導入について

■ 査定時現在における「混同を生ずるおそれがない」ことに関する資料

「⑧ 商標の使用態様その他取引の実情」において考慮する事項について、出願人は、引用商標及び出願商標（以下「両商標」という。）の**現在における使用態様その他取引の実情**を明らかにすることが必要である。

また、**査定時現在**において**使用態様等の合意**がある場合は、当該合意内容を**証拠**として**提出**することができる。**合意に関する書類**は、次頁の**(2) (ア) と同様**とする。

「⑧ 商標の使用態様その他取引の実情」の例

b. 商標の使用方法

(例) **常に社名・社章等の他の標章を併用**していること

c. 使用する商品等

(例) 一方は引用商標を商品「**ゲーム用コンピュータプログラム**」にのみ使用し、
他方は出願商標を商品「**医療用コンピュータプログラム**」にのみ使用していること

【証拠書類】

- ・**査定時現在の事情**を明らかにした**証拠資料**
- ・**使用態様等の合意書類**も**証拠資料**となる



(1) コンセント制度の導入について

■「混同を生ずるおそれがない」ことを明らかにする資料

(2) 将来における「混同を生ずるおそれがない」ことに関する資料

(ア) 当事者間における合意に関する書類

① 記載内容

当事者によって取り交わされた**両商標に関する具体的な事情**に関する**記載**がされていることが**必要**であり、**出願人及び引用商標権者等の合意**が存在することが**確認できる**ことを要する。

具体的な合意内容をすべて記載せずに要約して提出することも**可能**であるが、当該要約された記載によって「混同を生ずるおそれがない」と判断できない場合があることに留意する必要がある。

② 書類形式

出願人及び引用商標権者等によって合意された内容が記載された**合意書**又は**契約書**（その**要約書類**を含む）といった形式が想定されるが、**必ずしも両者の署名・押印**がされた形式である**必要はなく**、有効且つ適切な**合意が存在**することが**確認できる資料**（略）を求めることとする。

【有効且つ適切な**合意が存在**することが**確認できる資料**の例】

- ・ 合意内容を確認する**引用商標権者**からの**レター形式の書面**及びその内容に相違がないことを記載した**出願人**からの**意見書**
- ・ 当事者間で合意をしたこと及びその概要を明らかにしている**プレスリリースのリンク**を記載した**出願人**からの**意見書**

(1) コンセント制度の導入について

■「混同を生ずるおそれがない」ことを明らかにする資料

(2) 将来における「混同を生ずるおそれがない」ことに関する資料

(イ) 将来にわたって変動しないことを証明する資料

現在において混同が生じておらず、かつ、当該**具体的事情が変動する可能性が低いこと**が**客観的事実により認められる**場合、混同が生じていない状態が将来にわたっても継続するであろうことが推認できる。

【具体的事情が変動する可能性が低いことを証明する資料の例】

- ・ 出願人、引用商標権者等の**業務内容**に関する資料（公表されている**企業パンフレット**等）
- ・ 商標の**使用期間、使用地域**等に係る**両商標の使用態様**に関する資料
（**宣伝広告、新聞記事・雑誌**等）
- ・ **今後の事業計画**に関する資料（公表されている**企業のプレスリリース**等）
- ・ **現に混同が生じていない**ことに関する資料（取引者・需要者を対象とした**アンケート調査**等）

(1) コンセント制度の導入について

■ 提出様式

以下1. 及び2(1)、(2)に係る資料を**1通の書類**に統合した形式によって**提出**することができる。
もともと、これらの資料を別々に提出することを妨げるものではない。

なお、提出する書類は、合意書等の**原本**である必要はなく、**写しの提出**でも**問題ない**が、**原本の存在**やその**真正性**に疑義が生じた場合は、**原本の提出**を求めることがある。

1 : 「**他人の承諾**」を得ていることが確認できる資料 (**承諾書**)

2 : 「**混同を生ずるおそれがない**」ことを明らかにする資料

(1) **査定時現在**における資料

(2) **将来**における資料

1通の書類に統合して
提出可能

原本でなく
写しでもよい

(1) コンセント制度の導入について

■合意に関する書類の例（合意内容を要約しない場合）

（記載例）

甲（引用商標権者）及び乙（出願人）は、甲の承諾を得て、乙が別紙1記載の商標（以下「出願商標」という。）を登録出願するに際し、出願商標を使用する商品又は役務と、商標登録番号第〇〇〇号の商標（以下「引用商標」という。）に係る甲（専用使用権者又は通常使用権者を含む。以下同じ。）の業務に係る商品又は役務との間で、商標法第4条第4項における「混同を生ずるおそれ」が生じないように、以下のとおり合意する。

出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを**承諾する旨**の記載

- (1) 甲は、乙が出願商標について、商標登録を受けることを承諾する。
- (2) 甲は、別紙2記載の社名を付さずに引用商標を使用せず、乙は、別紙3記載のハウスマークを付さずに出願商標を使用しないものとする。
- (3) 甲は、引用商標を指定商品第9類「コンピュータソフトウェア」のうち医療用コンピュータソフトウェアにのみ使用し、乙は、出願商標を指定商品のみを使用するものとする。

現在及び将来にわたり「**混同を生ずるおそれがない**」ことに関する記載
→「⑧ 商標の使用態様その他取引の実情」のうち「b. 商標の使用方法」「c. 使用する商品等」に関する記載

(4)...

令和 年 月 日

記載例であり
代表取締役に限られない

甲（引用商標権者）
〇〇株式会社
代表取締役*〇〇

乙（出願人）
株式会社××
代表取締役〇〇

(1) コンセント制度の導入について

- 合意に関する書類の例
(合意内容を要約しない場合)

別紙 1

1. 出願商標
 2. 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
- 第●類
- 第▲類

(1) コンセント制度の導入について

■合意に関する書類の例（合意内容を要約した場合）

（記載例）

甲（引用商標権者）及び乙（出願人）は、甲の承諾を得て、乙が別紙1記載の商標（以下「出願商標」という。）を登録出願するに際し、出願商標を使用する商品又は役務と、商標登録番号第〇〇〇号の商標（以下「引用商標」という。）に係る甲（専用使用権者又は通常使用権者を含む。以下同じ。）の業務に係る商品又は役務との間で、商標法第4条第4項における「混同を生ずるおそれ」が生じないように、以下のとおり合意する。

- (1) 甲は、乙が出願商標について、商標登録を受けることを承諾する。
- (2) 甲は、**甲の社名**を付さずに引用商標を使用せず、乙は、**特定のハウスマーク**を付さずに出願商標を使用しないものとする。
- (3) 甲は、引用商標を指定商品のうち**特定の商品**にのみ使用し、乙は、出願商標を指定商品にのみ使用することで、甲及び乙は、出願商標と引用商標を**同一商品に使用することはないものとする。**
- (4)...

具体的な商標や商品を
特定せずに要約している

令和 年 月 日

甲（引用商標権者）
〇〇株式会社
代表取締役〇〇

乙（出願人）
株式会社××
代表取締役〇〇

(1) コンセント制度の導入について

- 合意に関する書類の例
(合意内容を要約した場合)

別紙 1

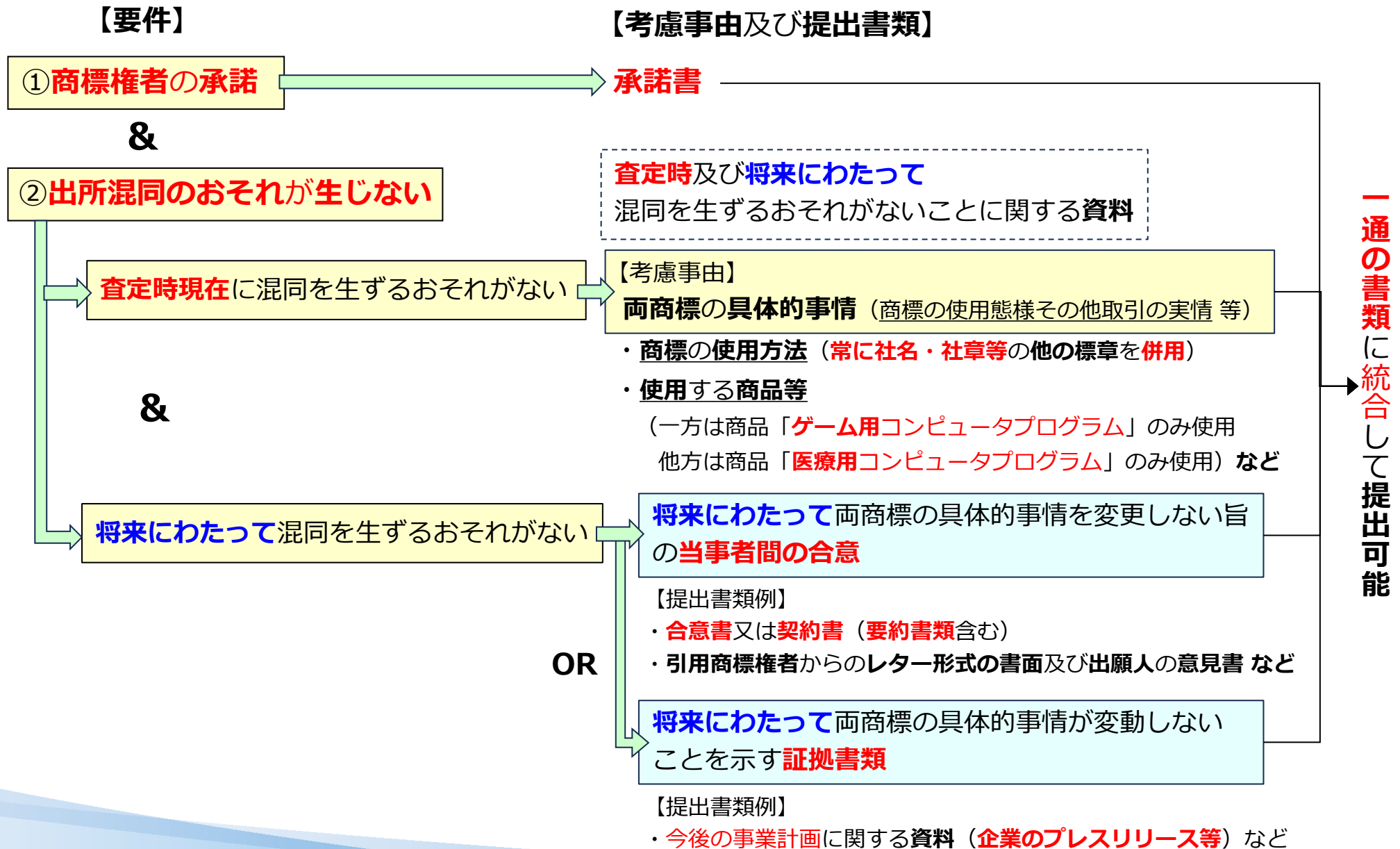
1. 出願商標

2. 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第●類

第▲類

(1) コンセント制度の導入について



4条1項8号

他人の肖像若しくは他人の氏名（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの**著名な略称**を含む商標（その**他人の承諾**を得ているものを除く）又は他人の氏名を含む商標であって、政令で定める要件に該当しないもの

■ 他人

自己以外の現存する者をいい、自然人(外国人を含む)、法人、権利能力なき社団を含む

■ 略称

- ・ 法人の「名称」から、株式会社、一般社団法人等の法人の種類を除いた場合には、「略称」に該当
- ・ 権利能力なき社団の名称は、「略称」に準じる
- ・ 外国人の「氏名」は、ミドルネームを含まない場合には、「略称」に該当

■ 「著名」性の判断

人格権保護の見地から、当該略称等が特定人を表示するものと一般的に認められるか否かにより判断

■ 他人の名称等を「含む」商標であるか

当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断

■ 「他人の承諾」

査定時においてあることを要する

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

○商標法（昭和34年法律第127号）

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、**商標登録を受けることができない。**

（中略）

八 他人の肖像若しくは**他人の氏名（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）**若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）**又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないもの**

<改正部分の要約>

- (1) 「**周知な他人の氏名**」を含み、**その他人の承諾を得ていない**商標
又は
- (2) 「**他人の氏名**」を含み、**政令で定める要件**に該当しない商標
は、**いずれも登録できない。**

次スライド参照

他人の氏名のイメージ



(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

○商標法施行令（昭和35年政令第19号）

第一条 商標法第四条第一項第八号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること。
- 二 商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと。

<政令で定める要件の要約>

「他人の氏名」を含む商標については、

(A) その商標に含まれる他人の氏名と出願人との間に相当の関連性があり、

かつ

(B) 出願人に不正の目的がない場合に、政令で定める要件に該当する。

政令要件のイメージ



(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

4条1項8号

他人の肖像若しくは他人の氏名（**商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名**に限る。）若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く）又は他人の氏名を含む商標であって、政令で定める要件に該当しないもの

■ 商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名

(1) 「商標の使用をする商品又は役務の分野」について

「商標の使用をする商品又は役務の分野」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、当該商標の指定商品又は指定役務のみならず、当該他人と関連性を有する商品又は役務等をも勘案する。

(2) 「需要者の間に広く認識されている氏名」について

「需要者の間に広く認識されている氏名」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、その他人の氏名が認識されている地理的・事業的範囲を十分に考慮した上で、その商品又は役務に氏名が使用された場合に、当該他人を想起・連想し得るかどうかに留意する。

(2) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

4条1項8号

他人の肖像若しくは他人の氏名（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く）又は他人の氏名を含む商標であって、**政令で定める要件**に該当しないもの

■「政令で定める要件」について

(1)「商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」について

例えば、出願商標に含まれる他人の氏名が、出願人の自己氏名、創業者や代表者の氏名、出願前から継続的に使用している店名等である場合は、相当の関連性があるものと判断する。

(2)「商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」について

例えば、他人への嫌がらせの目的や先取りして商標を買い取らせる目的が、公開されている情報や情報提供等により得られた資料から認められる場合は、不正の目的があるものと判断する。

○商標法施行例（昭和35年政令第19号）

（政令で定める要件）

第一条 商標法第四条第一項第八号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること。
- 二 商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと。

ありがとうございました

特許庁審査業務部商標課商標審査基準室

